

平成18年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成18年3月27日（月曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 報告第6号 美唄市自立推進等調査特別委員会報告
- 2 議案第16号 美唄市国民保護協議会条例制定の件（総務）
- 3 議案第17号 美唄市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定の件（総務）
- 4 議案第18号 美唄市部設置条例の一部改正の件（総務）
- 5 議案第19号 美唄市給与条例及び公益法人等への美唄市職員の派遣等に関する条例の一部改正の件（総務）
- 6 議案第20号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件（総務）
- 7 議案第21号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件（総務）
- 8 議案第22号 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件（総務）
- 9 議案第23号 美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件（総務）
- 10 議案第24号 サン・スポーツランド

美唄条例の一部改正の件（総務）

- 11 議案第25号 美唄市地域体育館設置条例の一部改正の件（総務）
- 12 議案第26号 美唄市税の滞納に対する制限措置に関する条例制定の件（民生）
- 13 議案第27号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件（民生）
- 14 議案第28号 美唄市障害者自立支援条例制定の件（民生）
- 15 議案第29号 美唄市支援費制度条例の一部改正及び廃止の件（民生）
- 16 議案第30号 美唄市地域包括支援センター事業条例制定の件（民生）
- 17 議案第31号 美唄市介護保険条例の一部改正の件（民生）
- 18 議案第32号 美唄市介護給付費準備基金条例の一部改正の件（民生）
- 19 議案第33号 美唄市恵風園条例の一部改正の件（民生）
- 20 議案第34号 美唄市介護サービス事業条例の一部改正の件（民生）
- 21 議案第35号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件（民生）
- 22 議案第36号 美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件（経済建設）
- 23 議案第37号 美唄市営住宅管理条例の一部改正の件（経済建設）
- 24 議案第38号 市道路線の認定の件（経済建設）
- 25 議案第39号 平成17年度美唄市一般会計補正予算（第7号）（予算審査特別）
- 26 議案第40号 平成17年度美唄市介護

- 保険会計補正予算（第３号）（予算審査特別）
- 27 議案第41号 平成17年度市立美唄病院事業会計補正予算（第１号）（予算審査特別）
- 28 議案第42号 平成17年度美唄市水道事業会計補正予算（第２号）（予算審査特別）
- 29 議案第５号 平成18年度美唄市一般会計予算（予算審査特別）
- 30 議案第６号 平成18年度美唄市民バス会計予算（予算審査特別）
- 31 議案第７号 平成18年度美唄市国民健康保険会計予算（予算審査特別）
- 32 議案第８号 平成18年度美唄市老人保健会計予算（予算審査特別）
- 33 議案第９号 平成18年度美唄市下水道会計予算（予算審査特別）
- 34 議案第10号 平成18年度美唄市土地区画整理事業会計予算（予算審査特別）
- 35 議案第11号 平成18年度美唄市介護保険会計予算（予算審査特別）
- 36 議案第12号 平成18年度美唄市介護サービス事業会計予算（予算審査特別）
- 37 議案第13号 平成18年度市立美唄病院事業会計予算（予算審査特別）
- 38 議案第14号 平成18年度美唄市水道事業会計予算（予算審査特別）
- 39 議案第15号 平成18年度美唄市工業用水道事業会計予算（予算審査特別）
- 第３ 議案第43号 財政調整基金の一部積立て停止の件

- 第４ 議案第44号 美唄市公平委員会委員選任の件
- 第５ 議案第45号 美唄市議会委員会条例の一部改正の件
- 第６ 承認第１号 総務委員会所管事務調査の件
- 第７ 承認第２号 民生委員会所管事務調査の件
- 第８ 承認第３号 経済建設委員会所管事務調査の件
- 第９ 承認第４号 議会運営委員会所管事務調査の件
- 第10 意見書案第1号 米国産輸入牛肉への特定危険部位混入に対する意見書
- 第11 意見書案第2号 高齢者への負担増に反対し、安心の医療制度改革を求める意見書
- 第12 意見書案第3号 若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書
- 第13 意見書案第4号 防衛施設庁の官制談合疑惑の全容究明と天下り禁止を求める意見書
- 第14 意見書案第5号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

◎出席議員（２０名）

議 長	長 岡 正 勝 君
副議長	吉 田 栄 君
１ 番	吉 岡 文 子 君
２ 番	広 島 雄 偉 君
３ 番	五十嵐 聡 君
４ 番	白 木 優 志 君
５ 番	小 関 勝 教 君
７ 番	土 井 敏 興 君

8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10 番	米 田 良 克 君
11 番	古 関 充 康 君
12 番	矢 部 正 義 君
13 番	谷 村 孝 一 君
15 番	内馬場 克 康 君
16 番	本 郷 幸 治 君
18 番	紫 藤 政 則 君
19 番	荘 司 光 雄 君
20 番	林 国 夫 君
21 番	中 西 勇 夫 君

◎出席説明員

市 助	長 桜 井 道 夫 君
	役 佐 藤 昭 雄 君
総 務 部 長	板 東 知 文 君
市 民 部 長	三 谷 純 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安 田 昌 彰 君
建 設 部 長	藤 井 雄 一 君
水 道 部 長	加 藤 誠 君
市立美唄病院事務局長	吉 田 讓 君
消 防 長	佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長	市 川 厚 記 君
総務部総務課総務係長	阿 部 良 雄 君

教育委員会委員長	阿 部 稔 君
教育委員会教育長	村 上 忠 雄 君
教育委員会教育部長	天 野 修 二 君

選挙管理委員会委員長	熊 野 宗 男 君
選挙管理委員会事務局長	大 道 良 裕 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
---------	-----------

農業委員会事務局長	秋 場 勝 義 君
-----------	-----------

監 査 委 員	川 村 英 昭 君
監査事務局長	遠 藤 等 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	谷 津 敬 一 君
次 長	和 田 友 子 君
総 務 係 長	濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8 番 谷内八重子議員

9 番 長谷川吉春議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に、日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、報告第6号美唄市自立推進等調査特別委員会報告ないし順序39、議案第15号平成18年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上39件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、報告第6号について、内馬場自立推進等調査特別副委員長。

●自立推進等調査特別副委員長内馬場克康議員（登壇） ただいま議題となりました報告第6号美唄市自立推進等調査特別委員会報告について、ご報告申し上げます。

美唄市自立推進等調査特別委員会報告。

去る平成 17 年第 1 回定例会、最終日の 3 月 25 日、全議員が委員となる美唄市自立推進等調査特別委員会が設置され、美唄市自立推進計画等の調査事項について委員会を開催し審査しました。

その経過及び結果について、その概要をご報告いたします。

まず、3 月 25 日、委員会を招集し、正副委員長の互選を行いました。

次に、4 月 25 日、理事者の出席を求め自立推進計画策定の経過・計画の概要、について説明を受け、これからのまちづくりの計画について質疑を行いました。

質疑の主な内容として、

21 世紀まちづくりプランという基本計画がある中で、自立推進計画の位置づけとしてどのように考えているか、との質疑に対し、

分野別に横断的共通な視点をもって取り組まなければならない基本的な考え方、施策を示したものが自立推進計画と位置づけている、との答弁。

次に、市長以下全職員が全体の奉仕者という立場で、住民に誠心誠意をもって奉仕をするという考え方になっているか、との質疑に対し、

市のトップとしてさらに自覚を深め、職員と心をひとつにし、新たな制度等の理解を深める努力をしながら自立に向けて取り組まなければならないと考えている、との答弁。

次に、6 月 6 日、長岡委員長が 5 月 18 日、議長就任に伴い委員長辞職願が提出されたので、正副委員長の互選を行いました。

次に、自立推進計画の各論について質疑を

行いました。

質疑の主な内容として、

美唄の当面する目標として、安心して暮らせるまち、経済的にも他市町村に劣るところのないというところを感じてもらえるために何を柱にするのか、との質疑に対し、

当面の目標として、中心市街地・農業等の問題を含めていままでに経験したことのないような厳しい状況であり、福祉・環境・交流・産業経済を柱として波及効果が生まれるような産業づくりに努める、との答弁。

次に、団塊の世代の方々が第一線を退いたときに、行政としての対応、施策についてどのような考え方を持っているのか、との質疑に対し、

団塊の世代と言われている方々があと 2、3 年で第一線を退いた後の行政の対応として、これからの地域力の向上のために必要な人材であり、長い人生の経験の中で培われた知恵・経験を社会に生かしていただくような方策を進めたい、との答弁。

次に、財政推計について、公共事業や生活関連事業等市民生活にどう影響が出てくるのかという部分を、まちづくりのプラン後期計画にあわせたものとして基準設定が必要であり、考え方等を整理した中で計画を見直していただきたい、との質疑に対し、

基本的な積算にあたっては 17 年度の予算を、基本にしながら推計したものであり、基準づくりについては基本的な考え方を整理し、市民協働という立場を重く受け止め、計画がコンクリートではないという姿勢で検討を加えていきたい、との答弁。

次に、戦後 60 年美唄の歩んできた姿、その

時の行政がやってきた手法等を振り返り、厳しい経済情勢の中で美唄が自立の道を選択し市民負担も求めていかなければならないときに、美唄の歴史観も含めた洞察と先見性についての考え方について、との質疑に対し、

自立を選択したことにより全体の歴史観も含めた洞察と先見性については、先人のいろいろな苦勞により今の豊饒な大地が形成されており、その知恵を学びながらこれからの21世紀に向かっていかなければならず、そのためには行政と市民がひとつになって頑張っていかなければならないと考えている、との答弁。

次に、6月27日、自立推進計画の各論について質疑を行いました。

質疑の主な内容として、

農業の振興について、輸入の自由化・競争の激化・産地間の競争や消費者のニーズが多様化している中で農産物価格が低迷している。このような状況を踏まえ、生産基盤の整備など第一次産業の活性化についてどのような考え方をもっているのか、との質疑に対し、

米の問題等経済規模の設備投資や生産基盤の整備について、従来の狭隘な土地を大区画化し効率の良い水田の形状とするなど農家の大規模経営ができるような国の制度のもとに第一次基幹産業の基盤をしっかりと保てるように進むべきだと思っている、との答弁。

次に、美唄の厳しい実態の中で職員の特殊勤務手当の見直しについても具体的な計画など取り組みの方の考え方について、との質疑に対し、

特殊勤務手当の見直しについては他の自治体の状況なども踏まえて職員団体とも充分協

議をしながら総合的に見直しを進めなければならないと考えている、との答弁。

次に、公共サービスの再編や職員の配置計画等、市民に説明する基準をいつまでに設定するという答弁ができないのか、との質疑に対し、

公共サービス等の基準の明示・目途等については、指定管理者制度との関連の中で19年度までには基準づくりを終えたい、また、職員の定員適正化計画については、新たな行政改革の指針に基づき作業を進めているところである、との答弁。

次に、職員定数についての見直しを公共サービス等の再編・統廃合を含めた形でどのように進めていこうとしているのか、との質疑に対し、

職員定数の見直しに係る戦力確認・補強及び行政実務の総体的見直しについて、従前の年功序列ではなく民間並みの実績評価及び職務遂行、能力評価の結果をふまえた人事管理・給与反映するものと考え、組織全体のビジョン、各部局の組織目標をふまえ個々の職員の業務計画案などを制定するなど業務目標を進行管理し、目的達成度の正確性・持続性・必要性などの観点から実績評価し、業務遂行を通じて人事管理に反映する、との答弁。

次に、産業・経済について示す方向性が見出せない中で、農産物の付加価値の向上・中心市街地の活性化・福祉問題や中小企業への支援体制等具体的な組み立てなどの考え方について、との質疑に対し、農産物の高付加価値化、中心市街地の活性化に向けての問題、福祉産業への先行き、中小企業への支援体制の具体性のある組み立てについて、農業経営

者が少なくなっていく中で基盤整備事業の支援策のうちの集約化を図り、売れる物、産地づくりへの取り組みなど、付加価値を高めた農産物の加工等に取り組んでいかなければならない、また、まちづくり実行委員会が中心となっている賑わい創生事業を活用し、TMO構想を柱にした商業者への取り組み、企業化の具体的事例はないものの企業育成への取り組みに参加していただくような形にもっていきたいと考えている、との答弁。

次に、12月20日、今後の方向性として、次に示されるであろう美唄21世紀まちづくりプラン後期計画において、自立推進計画書作成時からの情勢の変化に対応した内容等の認識を深めるため場を担保していかなければならない、との議論がありました。

以上の経過結果から、本特別委員会の所期の目的が達成されたものと判断し、平成18年第1回定例会をもってその調査活動を終了することに決定をみた次第であります。

また、理事者におかれましては市民の皆さんとともに、明るい希望が持てる自立した地域づくりに取り組んでいただきますようご要望申し上げ、本委員会の報告といたします。

●議長長岡正勝君 次に、議案第16号ないし議案第25号の以上10件について。

谷村総務委員長。

●総務委員会委員長谷村孝一議員(登壇) ただいま議題となりました議案第16号美唄市国民保護協議会条例制定の件、議案第17号美唄市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定の件、議案第18号美唄市部設置条例の一部改正の件、議案第19号美唄市給与条例及び公益法人等への美唄市職員の

派遣等に関する条例の一部改正の件、議案第20号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、議案第21号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件、議案第22号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件、議案第23号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件、議案第24号サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件及び議案第25号美唄市地域体育館設置条例の一部改正の件の以上10件について、総務委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月14日及び15日に委員会を招集して審査いたしました。

各議案審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第16号及び議案第17号の質疑、答弁の主なものを申し上げます。

2本の条例についての認識は、との質疑に対し、法定受託事務と考えている。国の基本指針に基づいて道が国民保護計画を作成する協議会を設置し、道の国民保護計画を受け市の保護計画を作成する。策定に当たっては国から示されているモデル計画がある、これに基づいて作成するとの答弁がありました。

次に、対策本部をつくるための根拠、協議会をつくって何をするのか、との質疑に対し、2本の条例は協議会をつくるための根拠となるものの条例と本部を設置するための条例と考えている。協議会については国民保護計画を策定していくが、国民保護計画についての諮問を受けて、美唄市の国民保護計画につい

て答申をいただく。組織については18年度に組織し計画を策定する。本部組織については国民保護計画に組織というものを明確にし、体制づくりをしようとするものである、との答弁がありました。

今後の市としてのスケジュールと平成18年度までにやらなければならない根拠は、との質疑に対し、6月に協議会委員の任命、8月から10月までに数回協議会を開催、11月にパブリックコメント、道との事前協議、12月に協議会に答申、道との協議、2月に計画の決定、3月に報告、公表、18年度までにとの根拠については法的に定めたものはないが、平成16年に消防庁長官より、平成18年度をめどに国民保護計画を作成するように示されている、との答弁がありました。

次に、議案第18号について申し上げます。

現在と比べて仕事の仕組みはどうなっているのか、新たな分野がどうつくられるのか、水稻作付面積・転作面積・農家戸数・総生産額がどのようになっているのか、との質疑に対し、内部組織の編成については事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう配慮し、組織の改編を行うに当たっては社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した政策を総合的かつ機能的に展開できるような見直しを行うことが必要だと考えている。既存の組織についてもスクラップ・アンド・ビルドを行っていくことが重要であると考えている。水稻作付面積では平成6年度7,240ヘクタール、平成11年5,580ヘクタール、平成16年4,800ヘクタール、転作面積では小麦平成6年813ヘクタール、平成16年2,360ヘクタール、大豆で

は平成6年11ヘクタール、平成16年449ヘクタール、農家戸数では平成7年1,296戸、平成12年1,115戸、平成17年922戸、生産額では平成6年121億300万円、平成11年86億3,100万円、平成16年71億9,000万円、との答弁がありました。

次に、後期基本計画では77億円の計画を立てているが、現況72億9,000万円との農業所得を上げていくという対策、どのような機構図・体制を考えているのか、との質疑に対し、後期基本計画では5億の生産額の増産をめざす指標を設定している。基幹産業の農業の情勢が厳しい、組織機構図については人事の関係もあり控えさせていただきます。今後委員会議論を踏まえて組織全体のあり方については早い段階で示していきたい。基幹産業としての農業が大きな転換期を迎える中で、重要政策課題に重点的に対応するため、市の組織体制を見直して美唄市農業支援センターを設置するなど、生産者・農協・関係機関・団体とともに地域として一体的・総合的にさまざまな施策を取り組んでいく、との答弁がありました。

次に、農業支援センターの活動内容について。

センターの職務に携わる職員は常駐して行うのか、との質疑に対し、作物振興・担い手の育成を推進し、農業経営のより一層の体質強化と農産物の産地化・差別化を図るための普及・指導活動を行い、美唄市農業を持続的に発展させることを目標にしている。想定されている事業としては、生産性向上の支援に関すること、生産段階における作物の安全安心の推進に関すること、環境保全型農業の推

進に関する事、土づくりの推進に関する事、ゆとりある農業経営の確立に関する事、担い手の育成支援に関する事、農業関係情報の収集及び提供に関する事、各種実証・実験研究の実施に関する事、その他美唄市の農業振興に関する事。運営については美唄市、美唄市農業協同組合、峰延農業協同組合、いわみざわ農業協同組合、美唄市農業委員会、空知中央地区改良普及センター、空知中央農業共済組合の団体で組織する運営委員会で運営する。センターは市役所内に置き、職員は関係団体から必要な職員を配置する考えである、との答弁がありました。

次に、議案第19号について申し上げます。

職員の職務給ごとの年収でどれくらいの影響があるのか、人勧のマイナス勧告、職員1人当たりの収入減の推移は、との質疑に対して、8級部長職で54万3,367円、6.1%の削減率、7級課長職で51万0,064円、6.1%の削減率、6級課長補佐級で46万4,036円、5.9%の削減率。5級係長職で34万8,261円、4.9%の削減率。4級主任職で29万8,014円、4.8%の削減率。3級主事職で22万9,481円、4.6%の削減率。2級主事職で16万9,451円、4.6%の削減率。1級主事補職で13万1,818円で、4.3%の削減率。平均削減率は5%となっている。年収の減額の推移については平成17年については独自削減を行っており、8級で4.8%、1級で3.1%、平均で4%の減額、18年度では5%の減額となり、1%の削減率の増となる、との答弁がありました。

調整手当から地域手当と名前が変わるだけなのか、給与改定は単年度か複数年なのか、戻す場合の号俸なり等級の上がり方はどうな

るのか、将来への影響は、との質疑に対し調整手当は生計費が高い地域に住む職員に対して地域に応じて支給されていた。地域手当は平均給与4.8%を落とした中で、最も高いところで18%、低いところでは3%の地域手当、現在の調整手当の支給実績は1名、環境省派遣職員が対象となる。18年は1年限りの勤勉手当の削減となる。等級号俸はそのままスライドする、との答弁がありました。

次に、議案第20号について申し上げます。

特別職の報酬審議会での議論経過について。

特別職の影響については何パーセントになるのか、との質疑に対し、2月7日に報酬審議会を開催している。平成6年以来改定していない。他市の状況も見て美唄市は34市中市長の給料は15番目、助役が14番目、教育長が11番目だった。特別職の削減率については市長がマイナス2.7%、助役がマイナス1%、教育長がマイナス1.1%、との答弁がありました。

今回の改正の中で、役職加算についてどう整理されているのか、市長公約の退職金の削減はこういう着地点なのか、との質疑に対し、特別職の役職加算については、もとに戻した形、15%のところを10%にしていた。これを15%に戻した。一般職員は役職加算の分を独自削減の中ではそのままにしていた。18年度については8級・7級・6級の職にある者には加算割合は100分の10、課長補佐・主幹にある者、5級・4級の職級にある者には100分の5という役職加算がついている。

これまでの特別職には付則という形で本則を変えない形で低減してきた。市民の視点からわかりやすくするのが基本であり、特別職

の報酬についても時代条件に合わせながら変えるべきが基本である。市民にわかりやすくするために見直して明確にする。付則ではなくて本則でやるべきと考えている。本則で報酬そのものを変えることによって市民にわかりやすい給料となる、との答弁がありました。

次に、議案第21号について申し上げます。

介護業務手当にかかわって、名称変更があった。何で支援員と名前が変わったのか。介護保険制度の改正により養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正があった。職員配置の部分で生活指導員を生活相談員、介護職員を支援員とする。介護職員の業務についても介護サービスについて外部からのサービスも受けられることができるようになった。サービスの内容について変わっている部分があり、支援員という名前に変わったもの、との答弁がありました。

仕事がどのようになるのか、従来の対応と異なるような密度・緊張度、専門性がより求められるようになるのか、その考え方についての質疑に対し、国の制度改正に伴う名称変更、法の趣旨を体现しつつ必要な対応に努めてまいりたい。制度の円滑な移行に適正に対応していきたい、との答弁がありました。

次に、議案第22号について申し上げます。

他の自治体の状況についてどう押さえているのか、委員数について今後の自立推進計画との整合性はどうか、との質疑に対し、会長については岩見沢市が7万2,000円、三笠市が4万4,000円、夕張市が4万円、芦別市が5万2,000円、赤平市が4万4,000円、滝川市が5万6,500円、砂川市が4万1,900円、深川市が6万1,400円、職

務代理については、岩見沢市が5万2,000円、三笠市が2万9,000円、夕張市が2万8,000円、芦別市が4万2,000円、赤平市が3万6,000円、滝川市が4万7,000円、砂川市が3万9,900円、深川市が4万0,600円、委員については、岩見沢市が5万2,000円、三笠市が2万9,000円、夕張市が2万8,000円、芦別市が3万7,000円、赤平市が3万円、滝川市が3万6,000円、砂川市が3万9,900円、深川市が3万9,600円との状況になっている。委員数については現在農業委員会と協議を進めているところである、との答弁がありました。

次に、平均すると5%程度の削減になるということだが、委員会の自立推進計画の論議は業務量がふえていくというふうに受けとめている、今後の方向性はどんな議論になるのか、いまの議員数を減らしていくという立場での議論なのか、削減という部分について農業委員自らが主体的に議論し、委員会の主体性のもとに合意・形成されたものなのか、との質疑に対し、主体的に取り組んだものもあり、委員数についても委員会の主体性を尊重したいという考えでいる、との答弁がありました。

次に、議案第23号について申し上げます。

障がい者の生徒が4年生から6年生に引き上がる、健常者の生徒については4年生までの整理とされているのか、放課後児童の受け入れ体制をとっているのが何カ所あるのか、施設において受け入れの範囲が決まっているものと思うが、どの地域でどのくらいの範囲で受け入れるのか、今後管内の受け入れ体制をどのように考えているのか、との質疑に対

し、障がい児のみの引き上げであり、一般の児童についてはこれまでどおり４年生まで、受け入れ体制については中央小学校区域、東地域、南美唄地域の３カ所あり、定員がそれぞれ４０名、６０名、３０名となっている。範囲についてはそれぞれの学校区となっている。東地区は東小学校と東栄小学校の区域、今後の受け入れ体制については現在の３カ所以外には考えていない、との答弁がありました。

負担金が５割増し、引き上げることにについて、保護者から意見は寄せられているものか、引き上げることによって年間幾らぐらいの増になるのか、第５条に規定する減免規定の「特別の理由」とはどういう要件を言うのか、との質疑に対して、募集の段階で料金改定についてはお知らせをしている。特に苦情等は寄せられていない。負担金額に伴い、１８年度５１３万円と見込んでいるので１７１万円の増となる。「特別の理由」については生活保護法による被保護世帯が全額免除、就学援助認定世帯で２分の１の減免ということで規定している、との答弁がありました。

次に、議案第２４号について申し上げます。

指定管理者にもっていくためにどうやって進めていくのか、組み立て、方向性をどう考えているのか、との質疑に対し、４月１日から温水プールがスタートする。体育協会と協定書に向けた中身の整理をしている。地域体育館は地元へ管理委託、サン・スポーツランドについては担当課と協議を進めている。体育スポーツの核は総合体育館であることは認識している。来年度早々に指定管理者にするか、直営にするかの方向付けをしなければな

らない、今後の話し合いの中で進めていきたい、との答弁がありました。

議案第２５号については、特に質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第１６号及び議案第１７号の以上２件については、異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第１８号ないし議案第２５号の以上８件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げて、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第２６号ないし議案第３５号の以上１０件について。

矢部民生委員長。

●民生委員会委員長矢部正義議員（登壇） ただいま議題となりました議案第２６号美唄市税の滞納に対する制限措置に関する条例制定の件、議案第２７号美唄市医療費助成条例の一部改正の件、議案第２８号美唄市障害者自立支援条例制定の件、議案第２９号美唄市支援費制度条例の一部改正及び廃止の件、議案第３０号美唄市地域包括支援センター事業条例制定の件、議案第３１号美唄市介護保険条例の一部改正の件、議案第３２号美唄市介護給付費準備基金条例の一部改正の件、議案第３３号美唄市恵風園条例の一部改正の件、議案第３４号美唄市介護サービス事業条例の一部改正の件及び議案第３５号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件の以上１０件について、民生委員会の審査の経過及び結果を報告申し上げます。

経過といたしまして、3月14日、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第26号の審査における質疑答弁のうち、主なものを申し上げます。

芦別は行政サービスの停止はもちろんのこと、特定の滞納者には氏名・住所・金額まで公表するというようなやり方をやっているが、公平性の観点からそのことに対してどう考えているか、との質疑に対し、法律上での氏名公表という部分で、プライバシーの問題など疑義がきちっと解消されていないという判断から、今回は氏名公表という部分については見送るという考えに立った、との答弁。

条例の中に審査会というものを設け、審査するという条例に盛り込んでいるところもあるが、美唄市に盛り込んでいない理由は、との質疑に対し、審査会を設けて条例制定をしている自治体は、特に悪質な滞納者を特定して、すべてのサービスの制限を行うというような形になっている。美唄市はサービスの申請の時点で滞納状況を確認するという状況になっており、その申請の時点で滞納があればサービスの制限をかけられる状況であるが、納税相談などを経て、できるだけ納税に意欲を持っていただくことを条例の趣旨という部分になっており、それを経てもなお納付の意思を見せない方については、審査会等がなくても納税意欲がまったくないということでサービスの制限をかけていこうというものである。あくまでもこの条例についてはサービスの制限をするという市の姿勢を打ち出して、市民の納税の変化等、意識改革につながることを大前提に考えるということで、審査会という部分までは踏み込んでいないという考え

である、との答弁。

この条例を設けるに至った経緯について、庁内の中でこういった立場の方々が議論をし、どの程度の議論を重ねて結論的にこの条例をつくるという方向に至ったのか、との質疑に対し、近年は不況で、そういう経済情勢を受けて年々収納率が低下してきているという部分が根底にあり、平成17年の4月から11月30日まで約7カ月間で5回ほど関係課長会議を開催し、基本的な考え方、その中に氏名公表まで入れるべきかどうか、あるいは税外収入の扱いをどうすべきか、更に具体的にはサービス項目をどこまで盛り込むべきか、この3点を中心に議論を重ね、具体的な中身の関係、事業の中身などを中心に会議を開いて検討してきた結果である、との答弁。

この条例の中において、27項目の制裁の部分は低所得者ではないか、逆に税金を納められないような状況の人たちが、このサービスの提供を受けられるのか。弱者救済するのが市役所であり、これは弱者切り捨てになるのではないか。なぜこの条例をつくらなければいけないのか。実際に払いたくても払えない状況という人をどうとらえているのか、との質疑に対し、納めようという意思を持ちながらも納められない方、そういった事情がある方については、納税相談の中できちっと納める時期まで猶予を持たせながら、前向きに自分の税の処理をしていけるような筋道を納税相談の中でつけていきたいと思っており、それぞれの家庭の事情、生活の状況、収入の状況などを見極めながら、最後にどうしても必要のある方については制限をかけざるを得ないというような流れで考えている。

平成17年4月1日から組織を見直し、徴収体制の強化ということから嘱託職員4名を廃止して、正規職員8名からなる納税担当、これにより平成17年度徴収及び滞納整理に努めてきたところであり、本年1月から納付催告などの強化ということから職員4名を対象にフレックスタイム週2回程度、12時から8時半までを勤務とする体制を導入してきたところであり、いずれにいたしても、歳入の根幹をなす自主財源であり、所得のない低い方で税が払えないという部分については、きちっと払えない事情等を話し合い、納税相談という形の中で間違いなく払えない状況であると確認された場合には、それに応じた分割納付などの制度を活用しながらも、今後検討、対応していかざるを得ない、との答弁がありました。

次に、議案第27号の審査における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

これは知的障害者福祉法の改正によって削除するという認識でよいのか。との質疑に対し、

従前は適応除外とされており、条例から削除し医療費の対象とするということ、との答弁がありました。

次に、議案第28号の審査における質疑答弁のうち、主なものを申し上げます。

本市における障害別の人数、施設入所と地域で生活している方々の人数、本市では障害者福祉計画が策定されており、第2期計画が平成15年から19年で作成されています。自立支援法では障害者福祉計画を18年度中に計画をして19年度にはすべての自治体が計画的に計画期間が始まると聞いているが、

本市が策定している計画と自立支援法での計画についての違い、引き続き本市の計画で進めるのか新たな計画を立てていくのか、との質疑に対し、平成16年度末で身体障害者は1,789名、知的障害者は297名、精神障害者は手帳交付者ということで118名、保険証の調査ということで通院している方々、手帳の保持がない方々も含めると620名という状況となっている。障害福祉計画の関係では、今回の自立支援法の中で障害者福祉計画を国・道・市町村といった立場で計画を策定し、平成18年度から平成20年度を1期とする障害福祉計画を作成すると位置付けをされている。本市においても4月以降来年の3月まで計画を策定しなければならないということもあり、本市で障害者福祉計画を19年度までの計画期間ということで持っているが、これからつくる障害福祉計画については、ある程度のサービス料の数値目標を掲げ、具体的には4月以降国・道の方から作成について留意事項などが出てくることになっており、いまのところは計画をつくるという内容となっている、との答弁。

106項目に及ぶ調査項目、介護保険ができたときの流れに近い調査項目と見受けられるが、自立支援法をつくらなければならなかった背景というものをどのように押さえているか、との質疑に対し、これまで支援費制度という障がい者のサービス体系という形で推移してきたが、自己決定・自己選択、利用者本位の制度として流れてきた部分があり、障害者自立支援法は支援費制度の理念を継承しつつ、障害者の地域における生活を支援する体制を強固なものにするという障害サービスの

一元化、施設体系を再編し、利用者負担を見直した、地域での生活支援事業を創設したという部分の障がい福祉体系を構築するようなことになっており、利用者負担については支援費制度の中で利用しやすく、財源的な部分も膨大になってきたということで、1割負担という形で制度化されたとなっている。国または道・市町村という公共団体も含め、それに対する負担部分についてはこれまでの補助金という形ではなく、義務的負担に改められるということが大きなポイントとなっている、との答弁。

今までの制度の流れの中で措置から制度に変わり、この支援費制度が破綻した障害者のあり方として、サービスの一元化と言いながらいまでも無料で受けられてきたサービスがなぜ1割負担をしなければいけないのか。利用する側は多く利用したい、しかしサービスを提供する側は時間を多くするに従ってお金を減らされる、その上限については市町村が定めていいことになっており、どの程度まで話が煮詰まっているのか、との質疑に対し、79項目プラス障害という部分の生活動作などの部分も含めた27項目、この106項目で障害程度区分をコンピューターで判定し、これに基づき第2次判定に移り、意見書など特記事項を含め、区分1から区分6までの障害区分が決定されるという状況となっている、区分1の基準時間が25分以上32分未満、区分2は22分から50分未満、区分3は50分から70分未満、区分4は70分以上90分未満、区分5は90分以上110分未満、区分6は110分以上ということで、サービスを必要とする時間帯によって分かれ、サービス料を超える

部分の上限は、基本単位はあるものの基準負担という形で、それを超えてもなおかつその間については経過措置としてサービスの時間を使えるという状況となっているとの答弁がありました。

議案第29号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第30号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

地域包括支援センターは、具体的にどういったことを行う事業なのか、との質疑に対し、平成9年度から在宅介護支援センターを設置し、主に在宅介護に関する相談指導を含む総合的な相談窓口として対応してきており、このたびの介護保険制度の改正により、これら総合相談窓口に加え、介護予防のマネジメント業務、あわせて介護予防の段階にまで至っていない方の予防に関する指導計画、そういういった予防部分のプロデュース業務を地域包括支援センターが担うということになるが、委託の規定は残しつつ、スタートについては直営で実施するという考え方である、との答弁がありました。

専門職の配置はどのようなものかとの質疑に対し、社会福祉師・保健師・主任ケアマネジャーの3名で高齢福祉係とタイアップしながら、相談部分と事務処理の部分を含め同じ場所で運営していくことで人員体制の強化を図る、との答弁がありました。

3人の専門職の業務内容はどのようなものなのか、との質疑に対し、社会福祉師は社会福祉の支援技術というソーシャルワークで、主に総合相談の入り口にある方、あるいは虐待防止や権利擁護を担当、保健師は主に介護

予防の予防事業にかかわる部分について密接にかかわって対応し、ケアプランの作成、地域支援事業として行う事業の専門性を持ったまとめ役という形になる。主任ケアマネジャーは長期に継続するマネジメントについて、日常的な個別指導・対応・支援が非常に難しい方々の対応や、他のケアマネジャーとネットワークを構築し、主治医などと密接にかかわっていきながら対応していくとの答弁がありました。

次に、議案第31号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

保険料について、この金額に上げなければいけなかった理由は何なのか、との質疑に対し、主な原因として本市の場合、高齢者の人口が増加傾向とあわせて要介護高齢者が増えていること、関連する介護サービスの伸びが影響しており、事業費の一定の割合を1号被保険者に反映される関係で増額となったものである。現在美唄市の要介護認定率は高齢者人口の17%で、全体の83%の方は現在介護サービスを使っておらず、地域支援事業の介護予防事業の中で、一般高齢者向きの元気な高齢者を含めた介護予防対策ということで、予防講演会や意識を高めるためのいろいろな事業を検討している。向こう3年間の保険料は月額3,864円必要と積算し7,100万円の基金を取り崩し、最終的に月額3,600円の保険料にしたとの答弁。

介護保険料を滞納している方の押さえは、との質疑に対し、介護保険の時効は2年であり、概数で約70名が滞納している状況が続いている、特別徴収と言われる年金の方については、年金支給月ごとに100%の納入であり、

普通納付と言われる銀行等の金融機関の窓口で払われる方々については、8期を設定して納めていただいております、滞納が生じるとその段階で督促をしている。1年以上滞納するとペナルティーとして費用の一端を負担し、あとで9割が申請により支払われることになる。1年6か月以上滞納した場合、費用の全額が自己負担になるとともに、本来返還される9割の部分の一部の差しとめをし、滞納に充当する方法がとられる。2年以上にわたると利用者の負担割合が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービスが受けられなくなるということがある、との答弁。

値上げにより、市民全体がどれくらい負担増になっているか、との質疑に対し、基準額で月額400円上がっており、第1号被保険者の全体では4,000万円程度ふえると積算している。税制改正を見込んだ区分にしておき、第3期がスタートすると美唄は非常に多い割合になり、第2段階で40%弱が、第2段階で4分の1という形になり、75%の負担割合から50%の割合になる、との答弁がありました。

次に、議案第32号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

これまで、保険の給付だけだったものが、法改正により介護予防事業にも適用されることで基金に不足を生じた場合の対応はとの質疑に対し、一定の制約を受けて事業の中身について考えていかなければならないと考えている、との答弁。

現在の基金残高について、との質疑に対し、基金の原資は1号被保険者65歳以上の方が納付する保険料で、現在で約1億5,000万円程度である、との答弁がありました。

次に、議案第 33 号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

現在の恵風園の入所者で、一部改正に伴い対象となる方の人数、身体上の理由もしくは精神的理由で、入所している方が条例改正に伴いどのような生活になると予定されているか、との質疑に対し、現在 103 名が入所しており恵風園での生活が困難になっている方については、特養や老健に移った方がよろしいということで家族などと話し合いをしていきたい、との答弁がありました。

次に、議案第 34 号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第 35 号の審査における質疑答弁の主なものを申し上げます。

今回の改正で金額はどのくらい変わっていくか、との質疑に対し、対象となるのは 3 歳未満児で約 13.4 人、29 万 1,000 円の増、3 歳以上児では 49 人が対象で 59 万 3,800 円の増額になると推計している。3 歳未満児で約 100 円上がる階層が 1 階層あり、対象人数が 6.6 人、年間で 7,900 円の増、3 歳以上児では 100 円上がる階層が 1 階層あり、13.3 人が対象、1 万 6,000 円の増額となる。また保育料単価が 200 円から 400 円下がる階層が 2 階層あり、28 人の方が対象となり 12 万 2,400 円減額になる。これらを合わせて今回の改正に伴い 78 万 6,300 円の増額になると推計している、との答弁。

将来的な方法として、再配置などの考え方があるか、との質疑に対し、定員が 10 名を切った場合において再配置を各保健所に話をした経過があり、近くに幼稚園等がない、保育所機能だけではなく幼稚園機能等々も持ち合わ

せていることから、指定管理者制度でできる範囲を、地域に何か貢献できるような事業があれば検討していただきたい。基本的には何とか地元に残してあげたいというのが原課の考えである、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 26 号及び議案第 31 号の以上 2 件につきましては、異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 27 号ないし議案第 30 号及び議案第 32 号ないし議案第 35 号の以上 8 件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第 36 号ないし議案第 38 号の以上 3 件について。

米田経済建設委員長。

●経済建設委員会委員長米田良克議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第 36 号美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件、議案第 37 号美唄市営住宅管理条例の一部改正の件、及び議案第 38 号市道路線の認定の件の以上 3 件について、経済建設委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3 月 14 日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第 36 号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

パークゴルフ協会の意向を受けての改正になったのか。協会との協議の経過は、との質疑に対し、今回の改正は昨年のオープン以来の課題だ。今年 2 月 10 日、17 日に協会の

役員と話し合い、料金や設備について要望を受けた。この中で土・日・祝日は回り放題に、協会員を安い料金に、高齢者の割引料金などの要望に対し市の考え方を説明した。これらを踏まえての今回の改正になった、との答弁。

土・日・祝日の1日800円の提案だが、他のパークゴルフ場では平日と同じ料金が多いと聞くが800円の根拠は、との質疑に対し、パークゴルフ場はいろいろあり、無料から1,600円まである。美唄の施設は建設費用が高い。芝の管理をしっかりとすることが喜ばれるので、今後も利用してもらうために800円は必要と判断した。道東の施設は1,000円程度だが、岩見沢に54ホールの新施設ができ、札幌・江別の利用者がそこへ流れることも予測し800円の設定に至ったもの、との答弁。

協会は市民料金の設定を希望し、多くの他の市町村では設けている。美唄は交流のまちとして内外格差をつけない考えだが、大会など協会の協力が欠かせない。南美唄のパークゴルフ場の整備もしている。今後も協会との関係をよくし利活用の増につなぐなどを考えてはどうか、との質疑に対し、交流拠点施設として当初から内外格差は考えていない。協会員料金は考えていないが、協会は大会運営、国際パークゴルフ協会の認定施設としての維持など協会に協力いただくことが不可欠だ。要望のある得点板を新年度設置し、料金は回数券利用で100円安くなるなどで理解を求め、今後も協会との話し合いを大事にし進めたい、との答弁。

管理運営の面から逆算しての料金設定なのか。土・日・祝日の1日券は昨年の利用状況から考えて多くの人々が回転しての利用になる

のか、との質疑に対し、施設の管理費用をすべて料金で賄うことはできないので、近隣同程度の施設との比較で料金設定をしている。これまで市外の方は、せっかく遠くから来て1ラウンドでは不足の声があった。他の施設は回り放題だ、大会は1ラウンドで終わるので大会の行われる施設では併用料金が多く、今回美唄も両方の設定にした。土・日しか利用できない人もいるので混雑も考えられるが、1ラウンドの人もいるので併用でやってみる、との答弁。

愛好者は芝の状態や周辺環境でゴルフ場を選ぶと聞くが、この周辺の愛好者の動きをどうみるか、との質疑に対し、昨年のアンケートでは芝の管理されているところの人気の高い、よいコースなら高い料金でもが半数だった。公設のパークゴルフ場は安い料金でとの声もあるが、総じて相応の負担をしてもよい条件でプレーをしたいとの声もある。美唄の施設は温泉があり、新しい施設でお客を呼びよい印象でリピーターにつなげたい。ことしは岩見沢に新施設ができるが、コースをよくして集客に努めたい、との答弁。

昨年の一律500円での平日と土・日の比率はどうか。800円で1日券は土・日がいいと感じるのではないか、との質疑に対し、土・日の利用が多い、それは回転が速いから。土・日は美唄にという方が多い。1日券にすると混雑が予想され、温泉利用者のプレーを確保するのが困難になる、との答弁。

土・日の増加をどう見るか、との質疑に対し、昨年で350人ぐらい、これでロングコースは待ってもらうことになる。待ち時間が長いとよそへ行くことになる。待つことが評判

になると行かないというお客が出る。土・日は温泉とのセット利用が多く、「ゆ〜りん館」にも影響が出る。350 人を超えるとお客は離れると思う。大会運営を含めて工夫の課題である、との答弁。

1 回券のお客の整理法方は、との質疑に対し、新しい施設では、これはよその場合です、新しい施設では、1 回、2 回、回り放題という料金設定で、バッチの色を変えるなど工夫しているが管理が難しく、1 回券で何回も回るなどの苦情もあるとのことだ。プレーヤーのモラルの問題だが、譲り合ってマナーを守っての利用をお願いしていく、との答弁。

芝の防除回数はとの質疑に対し、芝は業者委託で管理している。虫の発生が予想されるときに防除している。農薬は使わないように努力している。雑草も手抜きで利用者への影響が出ないようにしている。しかし、クローバーだけは最小限の部分で薬を使う、との答弁。

次に、美唄のパークゴルフ場は特徴がある、設備投資が高い、27 ホールだ、高低差が大きい、取り巻く環境は東明公園・温泉・テニスコート・野球場・桜・木々・花などがあるが売り物は十分ではない。あの地域全体でパークゴルフ場の価値をどう高めるかだ。交流館や登り窯を置き、ふるさとの丘に登ればそのパノラマは道央圏随一だ。交流人口の拡大をどうするか考えるべきだ。パークの最大特徴は3 世代ゲームということだ、これをいかし東明公園と結び、流動交流人口を増やす。現役組がレクリエーションとして土・日に行く、家族とあるいは1 人で。そのときに長く待たない気配りが必要だ。2 億 7,000 万円をかけ

た投資のことは考えず、あの地区一体をコアとする知恵の働かせ方と、相手の心の情景を読む努力も必要だ。その意味で土・日に1 日使うやり方は消極的で賛成しがたい感じだ。考え方はどうか、との質疑に対し、料金設定の調査で、土・日はお客が集中して苦情があり、利用者離れも多いと知った。美唄は温泉に来た人たちに1 ラウンド回ってもらうとの考えでスタートした。温泉とのセット券が67%の方に利用された。今回の1 日券をどうするか内部議論した。アンケートは市内外の半分の方は料金が高くても1 日券を希望している。結果として今回の提案となった。この地域総体の利用で見ると、パークゴルフ場の効果はある。市として3 世代の大会を考えたが利用者が集まらず、子どもがコースに入ることを嫌う人が多いなどの問題がある。協会として指導はしても排除の言動はとらないよう協力を求めている、との答弁。

次、27 ホールでの大会は困難性がある。子どものマナー違反があっても3 世代交流には意味がある。風呂・食事など美唄のオアシスとして健康的に歩ける場所で歩いている市民がたくさんいる。市民の最大の財産はよその人たちと交流し、優しさ、暖かさをめざす場にあることだ。そこで1 日券で待たされる反動が大きいと思うが、との質疑に対し、土・日はこの設定で混雑が想定がされる。今後は的確な情報提供をし、花を植えるなどお客の足が自然に向くようにしたい。東側のコース頂上は眺望がいいので、ゆとりを持ってのプレーになるよう検討したい、との答弁。

次に、議案第37 号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

わかりやすい説明をしてもらいたい、との質疑に対し、公営住宅があいた場合は公募の原則がある。一部例外があり災害、法による除去などだが、この中に従来病気や年齢で体に障害が出た場合、他の住宅へ住みかえなければ生活できないなどの場合、公募によらない入居が認められた。今回新たに心身に障がいのある方で、作業所などに通勤する便を考慮しての住みかえを認めることになった。これにあわせて市の条例も改正するもの、との答弁。

いなほに住んでいて職場が南美唄になったのでゆたかに移ることができるかとの質疑に対し、可能になる。その場合その人の生活規模に対応した住宅であるか検討して話し合いながら決めたい、との答弁。

公営住宅から公営住宅への転居は、認められる条件が整っている以外はだめだったが、今回の条例改正で新たに認められる部分できたとの理解でいいか、との質疑に対し、住みかえする特定入居は拡大されたとのこと、との答弁。

空き家の情報を入手し市に申し込んだら、公募・抽選は抜きで入れるか、との質疑に対し、その空き家が既に公募の手続きをとっていたら、それを後回しにして特例を認めることにはならない、との答弁。

従来あった「市長は公共的団体に市営住宅の管理を委託できる」の条文を削除するとの提案だが、これは指定管理者制度に公営住宅は移行しないのでこの条文は必要ないということか、との質疑に対し、公営住宅の管理は当面直営となることから、公共的団体に委託することができるという条文自体が必要なく、

またこの条文自体が既に自治法の改正で改正されているので、削除しなければならないと考えている、との答弁。

指定管理者は管理運営だから、公共性のあるものを対象にしている、NPOや社協など公共性のあるものは指定管理者の枠の中だ。直営・民間のどちらかだが公共的団体だったら民間だから自動的に消えるものではない。要するに指定管理者制度に移行しない、直営だからこの条文を削除するということでないか、との質疑に対し、公営住宅の指定管理者制度への移行は検討したが、公営住宅の場合貴重な個人情報を持っていることと、管理には公営住宅法による厳格な対応が必要で市が直接管理している。指定管理者はいろいろな内容があってそういうところへの委託は困難なところもある。現状で早々な指定管理者制度への移行はできないので、この条文を廃止したいと考えている、との答弁。

次に、議案第38号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

幅員どのぐらいで寄付を受け市が整備して認定するのか。さら地のままの認定か、との質疑に対し、幅員は道路用地としては8メートル、舗装の部分が6メートルとなっている、との答弁。

寄付を受けて整備しているのかとの質疑に対し、開発行為により整備を終え舗装道路となっている。民間の開発行為で8メートルの道路用地と車道が6メートルとなっている、との答弁。

寄付行為の条件は受けるのはどこで、どこが整理して議会の承認を得るのか、との質疑に対し、新たに造成する道路の敷地は幅員8

メートル以上、既成市街地に存在する道路で道路沿いに家屋が続くなど、主要な道路として使用され拡幅が困難な場合は6メートル以上とするとの要件。寄付採納の受付は土木課維持係で、要件を判断し市道認定する寄付採納を受け、議会に提案する、との答弁。

峰延の土地の経過はどうなっているか、との質疑に対し、申請者は峰延神社だ。団地造成は昨年6月ぐらいに開発行為をする民間会社から、市に道路の条件や寄附の用件について問い合わせがあり、その後開発行為をした、との答弁。

今後の下水道整備や除排雪の費用は、との質疑に対し、下水道は団地造成の中に入っていると思う。冬の除雪などの費用は現在把握していない、との答弁。

結果といたしまして、議案第36号ないし議案第38号の以上3件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第39条ないし議案第15号の以上15件について。

谷村予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長谷村孝一議員（登壇） ただいま議題となりました予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月15日ないし3月17日、3月20日、3月22日ないし24日の7日間、委員会を招集して審査をいたしました。

まず、初めに、議案第39号平成17年度

美唄市一般会計補正予算（第7号）の質疑、答弁の主なものを申し上げます。

平成17年度の決算見込みはどうなっているのか、との質疑に対し、特別交付税が確定し7,000万円の予算割により1億円を超える収支不足が見込まれるため、3月1日付で歳入の確保及び経費の創意工夫の決定に関する通知をしたところである、との答弁。

不測の事態が生じた場合、どのような手法を考えているのか、との質疑に対し、収支見込みについて現在詳細を調査中であり、歳出については不要額がどの程度になるのか、基本的には市税等歳入の確保に全力を挙げ、歳入不足を見定める形になるが、基金等も残りわずかという状況であり、最終的な不足の状況を踏まえて、基金等の財源調整で可能かどうか繰上充用という形にならないように市税等の確保に最大限努め、可能な限り収支均衡の決算に向けて努力していきたい、との答弁がありました。

次に、議案第41号平成17年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）の質疑、答弁の主なものを申し上げます。

まず、1億円の補正繰り出しに対する事業の進め方、重要性についての質疑に対し、1億円の追加は平成17年度第5次健全化団体への指定継続に向けて一般会計からの最大限の追加支援である、との答弁。

資金計画の見通しはどうなっているのか、との質疑に対し、資金計画は予算ベースであり外来・入院ともに収入が落ちている。前年度未収金は前年度の2月、3月の診療費がおくれて収入となることから、ほぼ予定どおりである、との答弁がありました。

次に、議案第42号平成17年度美唄市水道事業会計補正予算（第2号）の質疑、答弁の主なものを申し上げます。

不納欠損の債権から省くのは水道料金に限定されるのか、との質疑に対し、これまでの水道料金は地方自治法の規定に基づき5年の時効を適用してきたが、最高裁判所の判決をもとに総務省より民法の適用で2年の時効となることの通知を受け、他市の状況や水道協会の考え方などを調査・検討してきており、今回の補正予算は収入の見込みのない未納分について2年の時効を基本に不納欠損処分をすることとした、との答弁。

不納欠損の今後の方向性はどうなるのかとの質疑に対し、民法の適用により営業がない限り債権は残ることになり、今後債権を分離して管理していくか、条例や議会の議決によって債権を放棄するのかの方法があり、当面は債権を分離して管理していくか、同時に徴集している下水道使用料との関係もあり、営業があったと見なし債権放棄ができる条例の改正など、他市の状況も見極めながら検討していきたい、との答弁がありました。

次に、議案第5号平成18年度美唄市一般会計予算に対する質疑、答弁の主なものを申し上げます。

まず、第2款総務費については、地域医療確立対策事業におけるマスタープラン策定期間と積算根拠について、との質疑に対し、策定期間は労働者健康福祉機構との協議の進捗状況にもよるが、年度内策定を基本に考えている。積算については基本調査と基本計画策定を予定し、基本調査では私立、労災病院の経営分析二次医療圏における患者の見通しな

どを、基本計画では病院の規模・機能・運営・計画・外来病棟の配置計画・収支計画などを明らかにしようとするもので、これらに伴う人件費・旅費等を積算したものである、との答弁。

地域に密着した出張所について、今後の具体的な動きについて、との質疑に対し、平成18年度は南美唄出張所について、代替的な取り扱いを郵便局で行えるとして、3月末に地域の方々に市の考え方、対応策等の協議をしながら早い時期に南美唄出張所の業務を郵便局に委託したいと考えている、との答弁がありました。

次に、第3款民生費については、地域包括支援センターの設置目的・役割・組織等についての質疑に対し、元気な高齢者からターミナルケアに至るまで継続して一貫したケアを実施していくために、改正介護保険法に基づき設置するものである、地域支援事業及び新予防給付などの介護予防事業についてコーディネートすることと位置付けをしている。組織はケアプランの中立・公平、地域における生活課題の解決に向けての3専門職を配置し、市役所内に組織することと考えている、との答弁。

恵風園の4月以降の介護保険サービスについて、との質疑に対し、入所者やその家族がサービス事業者を選定し契約をすることは、入所者の業者選択の幅が広がるとの判断から、個人が個々の居宅サービス事業者と契約を結び、サービスを利用する形態としたものであり、職員配置については職名変更、配置数などの変更、一部経過措置があるが4月からできるものについては実施をしていく、との答

弁がありました。

次に、第4款衛生費については、中高年疾病予防事業について、との質疑に対し、今年度は生活習慣病が若年化している現状において、基本健康診査と生活習慣病改善事業の対象年齢を20歳以上とし、さらに65歳以上の高齢者に対して生活機能低下の早期発見を目的とした検診を加えることで、早期から生活習慣の改善や高齢期の生活機能低下防止に向けた取り組みを強化していきたい、との答弁。

地域保健医療推進補助事業、地域歯科保健医療推進補助事業、緊急医療啓発普及事業について、との質疑に対し、地域保健医療推進補助事業は広報啓発活動、救急医療講演会等、地域医療に向けた活動に対して医師会に補助するものであり、地域歯科健康医療推進補助事業は休日当番医事業、歯科ドックなど市民の歯や口腔の健康づくりに資する事業に対して歯科医師会に補助するものであり、救急医療啓発普及事業については、休日や夜間の急病に対して市民が安心して医療にかかれるよう、在宅当番医の実施に対して医師会に委託しているものである。地域医療に対する課題は2つの総合病院の医師不足により厳しい状況となっており、重要な課題と考えており、今後労災病院との統合も含め慎重に対応していきたい、との答弁がありました。

次に、第5款労働費については、質疑がありませんでした。

次に、第6款農林費については、食の駅調査検討事業の進捗状況と新年度の取り組みについて、との質疑に対し、17年度は町内プロジェクト会議を設置し、食の駅整備に向けた検討を行ったほか、三笠市や他の道の駅にお

ける管理・運営状況や課題等の実態調査、市内や札幌市のイベント会場において美唄の食に関するアンケート調査を行い、美唄の特産品である焼き鳥やとりめし、ドラキュラ製品の認知度が高いというアンケート結果であった。またコスモス通を利用し、はじめて食のフリーマーケットを開催し、地元農産物や特産品などの展示・販売を通じて顔が見える関係づくりや市民の食に関する意識の高揚を図った。新年度に引き続き食のフリーマーケットを開催するほか、食の駅建設候補地の選定や施設内容の具体的な検討を進めることとしている、との答弁。

農業支援センターの具体的な体制、活動内容についての質疑に対し、支援センターは国の政策転換が打ち出され美唄市の農業は厳しい状況になることから、昨年農業委員会からの建議が出され、市として支援センターの設置が必要と認識するとともに、支援センターは市庁舎内に設置し、市職員の配置を2名、農協職員を2名から3名程度の常駐という形の体制で考えている。予算は農業経営改善推進事業72万円のうち、農業支援センターに負担金として40万円を予定しており、市と農協の負担で運営活動する考えである。活動内容として生産性向上支援や担い手の経営基盤確立に向けた支援などで、平成18年度の事業計画は緑肥等の推進や土壌診断の持続型農業生産基盤の確立、小麦・大豆の品質向上に向けた生産技術の向上と高位平準化の推進、担い手農家への経営指導など先進的な農業経営者の育成を行う計画とし、責任と権限については規約の中で会長・副会長・監事を置くこととしており、会長は農協の組合長などを想定

している、との答弁がありました。

次に、第7款商工費については、「ピパオイの里プラザ」の指定管理者の移行に当たり利用者への配慮、促進を図るべきではないか、との質疑に対し、経営に当たってはこれまで行ってきた事業のほか、商工会議所として異業種間交流、観光ホスピタリティ、特産品の開発など新たな事業展開を図るよう協議してきており、利用者への配慮についてこれまで利用しているサークル・グループにはこれまでと同様に利用していただくため、できるだけ配慮するよう協議を行うとともに、その内容について協定書に盛り込めるかについても今後協議していきたい、との答弁。

交流拠点施設の浴槽のかさ上げは、これまでのユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設であり、このことが施設の売りであったと思うが、今回の改修はこの考え方に反するものではないのか。また財源対応に基金を使用することは基金条例設置における議会議論を踏まえると問題があるのではないかと、この質疑に対し、今回の改修は利用者からの要望にこたえるためユニバーサルデザインの考え方を維持する中で、男女ともに小さい方の浴槽を9センチメートルかさ上げするもので、この財源対応については基金の繰り入れを提案していたが、議会議論を踏まえ執行に当たっては基金を充当しない形で努力していきたい、との答弁がありました。

次に、第8款土木費については、街路事業並びに道路新設改良の後期基本計画との整合性について、との質疑に対し、まちづくりプランの中に掲載されております事務事業について、平成18年度予算の中で街路整備補助

事業ではあかしあ通の継続、街路新設改良事業では新規として昭和通西9線の事業を行う予定であり、今後もまちづくりプランとの整合性を図りながら事業を進めることとし、緊急的なものについては、国・道の事業と関連して実施する必要があるものについては優先的に対応していきたい、との答弁がありました。

側溝整備の優先順位について、との質疑に対し、美唄市内を8ブロックに分け、毎年各町内会から要望が寄せられ、地域の実情に詳しい町内会の役員の方と現地立会を行い、順次整備を進めておるところであり、今後優先順位のあり方については検討したい、との答弁がありました。

次に、第9款消防費については、消防団の再編が進んでいるようだが、団員の定数及び実員と平均年齢は、また消防団再編経過と目途及び組織数と再編の地域割について、の質疑に対し、消防団の定数は285名で実員261名となっており、平均年齢は42.5歳で、ここ数年は42歳で推移しているところである。再編に関しては当初、再編時期を平成18年4月に予定していたが、分団個々の事情や地域住民への説明が更に必要となることから、再編予定時期を平成19年4月に変更したところである。分団数については現在の13分団を9分団に予定している、との答弁がありました。

次に、第10款教育費については、学校教育における公費と私費の区分基準についてとの質疑に対し、平成8年に負担区分の基準を定め、私費の考え方の基本原則として、1、児童生徒個人の所有物に要する経費。2、教

育活動の結果としてそれから生ずる直接的利益が児童生徒個人に還元されているものにかかわる経費であり、経費別に 1、教科書以外の個人用図書。2、学用品。3、通学費。4、修学旅行費。5、学校給食費。6、医療費。7、その他であり、その後保護者の負担軽減としてスクールバス特別運行やスキーリフト券の公費負担を行っている、との答弁。

指定管理者の委託にかかわる資料の中で、温水プールの平成 17 年度と 18 年度の人件費を含む比較でマイナスになる根拠について、との質疑に対し、平成 17 年度の人件費は市職員分が含まれており、燃料費・電気代・水道料金は管理費に含まれている、との答弁がありました。

次に、第 11 款災害復旧費について、札幌土木現業所管内、土砂災害危険箇所度の南の沢川と自衛隊駐屯地付近の土石流、危険溪流の状況についてどのように把握し、住民周知はどのように行われているのか、との質疑に対し、危険箇所は地域防災計画にも搭載されており、国や道が対策を講ずることになっているが、対策については引き続き要望していくとともに、地域防災計画についても見直しを図り、これからも住民周知に努めていく、との答弁がありました。

次に、第 12 款公債費については、公債費の減額要因、借換債の取り組み状況、起債制限比率、借入の方針について、との質疑に対し、公債費の減額については借り換え債に伴う平準化により 3 億 5,900 万円減が影響しており、借換債への取り組み状況として、3 月下旬に政府資金の繰上償還を行い、4 月 28 日を借り入れ予定日として、借入先については

市中銀行を中心に考えている、との答弁がありました。

次に、第 13 款職員費については、質疑はありませんでした。

次に、第 14 款諸支出金については、実態にあう中長期に耐え得る償還計画について、との質疑に対し、償還計画については、自立に向けて住民福祉の向上を第一に適切に対応したい、との答弁がありました。

次に、第 15 款予備費については、質疑はありませんでした。

次に、歳入全般から一時借入金については、特別交付税の見込みについて、との質疑に対し、現実的に相当厳しい状況ではあるが、予算執行に当たっては収支均衡に努めたい、との答弁。

次に、法改正に伴う増税分の内訳についての質疑に対し、平成 18 年度個人・市道民税改正の影響額については、均等割課税者の配偶者の均等割が 2 分の 1 から 2 分の 2 へ引き上げにより約 250 万円の増、高齢者控除 48 万円の廃止により約 1,450 万円の増、65 歳以上の者の公的年金控除額の引き下げにより約 1,160 万円の増、定率減税 15% から 7.5% へ引き下げにより約 3,960 万円の増、65 歳以上の者の合計所得 125 万円以下の非課税の廃止により約 190 万円増となり、影響額の合計は約 7,000 万円の増を見込んでいる、との答弁がありました。

次に、議案第 6 号平成 18 年度美唄市民バス会計予算について。

経営状況が厳しくなっている状況の中で高齢者が進展し、また東美唄地域での店舗進出やアンダーパスの開通が見込まれるなど、地

域の居住環境が変化していることから、効率的な運行を含め市民バス事業の位置付けについてしっかりと認識することが必要ではないか、との質疑に対し、市民バスは市民生活の足の確保として運行しているが、利用が低下し厳しい経営状況となっている。今後利用者ニーズや地域状況に応じた路線の検討を行い、効率的運行に努めていきたい、との答弁がありました。

次に、議案第7号平成18年度美唄市国民健康保険会計予算について、国民健康保険税で今回の税法改正に伴う自己負担増はどの程度になるのか、との質疑に対し、年金所得控除減に伴う増額分として約1,100万円の増となる、との答弁。

次に、本来の基金取り崩しの目的は何か、との質疑に対し、1、保険事業に当てるため。2、大幅な保険税率の引き上げ緩和など、保険税の水準について適切な見直しを行うため。3、付加割合の平準化及び限度額引き上げを実施する際の激変緩和措置を図るため。以上の項目について取り崩す目的としている、との答弁がありました。

次に、議案第10号平成18年度美唄市土地区画整理事業会計予算について。

現時点での銀河通における歩道および車道の開通時期について、との質疑に対し、工事の内容により歩道及び車道を同時期に開通させる予定であり、開通時期としては平成18年12月末を予定しており、1日でも早く開通できるよう努めていく、との答弁。

区画整理事業の計画事業費と銀河通の計画工事費の実施見込みについて、との質疑に対し、区画整理事業費83億6,000万円の計画に

対し約82億9,000万円の実施予定であり、銀河通の工事費については約19億5,000万円の実施予定である、との答弁がありました。

次に、議案第11号平成18年度美唄市介護保険会計予算について。

介護報酬の改正とホームヘルパーの労働条件についての質疑に対し、改正介護保険では軽度者に対する予防サービスを提供することとなり、ホームヘルパーは利用者に自立を助すかかわりが重要となり、業務量や賃金などの労働条件については大きな変動はないという見込みである、との答弁。

老人介護解消や在宅支援を視点に介護保険制度がスタートし、5年後に見直すとした今回の制度改正に伴う美唄市の基本的な考え方についての質疑に対し、高齢者介護を社会全体で支えていくために、本市においては地域福祉の視点を基本とし、行政や事業者、利用者がそれぞれの役割を果たしながら予防事業などに取り組み、地域社会の中で支え合う介護保険制度の運営に努めていきたい、との答弁がありました。

次に、議案第13号平成18年度市立美唄病院事業会計予算について。

院外処方により患者負担がふえるが、後発薬品の使用により負担の軽減を図ることであったが、後発薬品の使用率について、との質疑に対し、後発薬品の使用率は平成17年9月現在で7.86%となっており、薬事審議会で適宜ふやしていくこととなる、との答弁。

国は療養病床の削減をめざしているが、病院の安定した療養病床経営に影響があるのではないかと。今年度予算において収益増のための新たな方策は何か。また医療機器はどのよ

うなものを導入するのか、との質疑に対し、地域医療ビジョンの中で療養病床を確保することとしているが、今後検討していかなければならない。医療機器は外科用イメージ超音波洗浄機、労災からの患者受け入れ増に対応するため、透析患者監視装置、シャワートローリーなどを予定している。収益増につながる新たな方策は、診療情報管理室の設置、禁煙外来を予定している、との答弁がありました。

次に、議案第14号平成18年度美唄市水道事業会計予算について。

老朽配水管の改良計画の概要及び当初計画との進捗状況はどのようになっているか、との質疑に対し、水道事業財政計画に基づき、市街地区、農村地区、峰延、茶志内、我路地区、国道12号線地区で予算書を計上している改良内容である。また、漏水頻度の多い管路、赤水の発生及び水質に影響のある管路などについて改良をしている。配水管改良計画全体では延長4万6,500メートル、事業費13億5,500万円、平成17年度延長1万2,300メートル、事業費2億9,100万円、平成18年度延長8,900メートル、事業費2億6,800万円、平成19年度延長8,500メートル、事業費2億5,000万円、平成20年度延長8,500メートル、事業費2億5,500万円、平成21年度延長8,300メートル、事業費2億9,100万円の計画であるとの答弁がありました。

なお、議案第40号平成17年度美唄市介護保険会計補正予算（第3号）、議案第8号平成18年度美唄市老人保健会計予算、議案第9号平成18年度美唄市下水道会計予算、議案第12号平成18年度美唄市介護サービス

事業会計予算、議案第15号平成18年度美唄市工業用水道事業会計予算についての質疑はありませんでした。

以上の経過から、議案第5号、議案第7号、議案第8号及び議案第11号については、異議がありましたので起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第39号ないし議案第42号、議案第6号、議案第9号及び議案第10号、議案第12号ないし議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、本委員会の決定どおりご承認をいただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 これより報告第6号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**報告第6号美唄市自立推進等調査特別委員会報告**は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第16号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員（登壇）　ただいま議題となりました美唄市国民保護協議会条例制定の件について、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

国民保護協議会条例につきましては、いわゆる国民保護法に基づいて、それを根拠において各市町村が国民保護協議会を定めなければならない、設置しなければならない、こういった根拠に基づいて制定をしようとするものであります。

具体的にはその目的、委員及び専門委員、会長の職務代理、会議、幹事部会、会長への委任、そして付則に特別職の非常勤に係る報酬費用弁償条例の一部を改正して国民保護協議会委員及び専門委員の報酬を定める内容になっています。

すなわち、法律によって各市町村がやらなければならない条例の制定でありますから、その分だけ考えますと当然の義務を果たしたとこういうことになるんでありましょう。

しかし、私は、この根拠にあります武力攻撃事態にかかわるいわゆる有事3法、これに明確に反対をいたしました。

その反対の趣旨は、議会の意見書提案のときに申し上げました。議会の意思とすれば、有事法制3法にかかわる意見書は私たちの意見が少数で全体の意思とはなりませんでした。

しかし、いま掲げています日本国憲法第9条、そして憲法の前文にあります平和を愛する諸国民の公正と審議に信頼して、我が国の

生存と安全を保持しようとすることを決意をした、この平和状況に大きく逸脱するばかりでなく、憲法の空洞化、まさに崩壊につながる内容だ、このことの考え方が変わっていないからであります。

自治体の役割は災害に対する、自然災害に対する備えとは全く異にし、自治事務から法定受託事務になり、さらに国・道・市町村、国の中央統制化におかれるまさに地方自治の喪失につながる内容もはらんでいるわけであります。

私自身がこの場で、美唄市の行政にかかわる役割を担っているこの機関に、こういった憲法の空洞化につながる条例の制定に賛成するわけにはいかない、こういう立場であります。

この協議会につきましては、国民保護法に基づいて各市町村が定めなければならない今後の国民保護に関する基本計画、その計画を諮問をし、もしくは計画の変更を諮問をし、その答申をいただくための組織であります。

幅広く市民の声を生かそうという内容であります。実態は、まさに国からの基本方針、そして道が定める基本計画、これに基づいてその内容に沿ってそれぞれの自治体が作成をしなければならないものであります。

そこには、市民の意思、自治体の主体性、まさにそれらはどこにも存在をしない内容であります。地方自治の崩壊につながる内容であります。

平和憲法の空洞化につながり、地方自治を否定し、そこに住む市民の生活をさらに脅かす内容につながるこの美唄市国民保護協議会条例については、断固反対をする立場であり

ます。

ぜひ、ただいま申し上げました趣旨にご賛同いただけますよう、心からお願いを申し上げます次第であります。

なお、この国民保護協議会条例に基づくこの委員の選任、そして、さらにこの協議会で答申作業に入る、推進計画の中にある美唄市がやらなければならない有事の際の警報の伝達、資材等の備蓄・整備、食料等の確保等これらにかかわる自治体負担がどのようなものか、まさに何も明らかになっていないわけであります。

このことによって、いまの美唄市の財政がどのような状況に置かれているかを認識すれば、多額の行政支出が伴う内容になる。

いつ起きるか、まさに雲をつかむような話に、まともにつき合う必要は全くない、私はこのように考えるわけであります。

極めて雑駁でありますけれども、以上、この条例に対する反対の理由を申し上げまして、委員各位のご賛同を心からお願いし、討論いたします。

●議長長岡正勝君 5 番小関勝教議員。

●5 番小関勝教議員 ただいま議題となりました議案第 16 号美唄市国民保護協議会条例制定の件につきまして、賛成の立場で討論に参加いたします。

本件は、今日の国際社会において、世界的な規模の戦争が発生する蓋然性は低くなっているものの、弾道ミサイル・大量破壊兵器の拡散や国際テロ組織存在が重大な脅威となっており、また、我が国近海における武装不審船の出現や、アメリカの同時多発テロの発生により安全保障に対する国民の関心が高まっ

ております。

このような情勢下にあつて、平成 16 年度の通常国会で、有事関連 7 法の 1 つである武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が成立したところであります。

この法律は、外国からの武力攻撃から国民の生命・身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民経済に及ぼす影響が最小限となるようにするための対処措置を的確かつ敏速に実施することができるよう、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する対処措置など必要な事項を定めたものであります。

私も、市長が一般質問で答弁されたように、外国からの武力攻撃などを受けないよう、平和的な外交手段により各国との理解を深め、平和な国際社会を築くことが重要であると考えますが、また一方で、いかなる事態も対応できるよう安全な国づくりを進め、我が国の平和と独立、並びに国及び国民の安全の確保に万全を期すための備えは重要であると考えます。

この条例は、この国民保護法の規定に基づき国民保護協議会を設置するものであり、美唄市国民保護計画の策定に当たり計画の諮問を受ける機関であります。

美唄市国民保護計画には、本市において武力攻撃等があった場合の美唄市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営、警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、救援の実施、安否情報の収集、廃棄物の処理、水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施、武力攻撃災

害の復旧に関する措置などの実施などについて定めるものと聞いております。

私は、武力攻撃やテロなどが万が一起った場合には、市民の安全を守るため、国、道及び市並びに関係機関が連携し、武力事態に対応する重要な計画と考えますので、この美唄市国民保護計画の策定に当たっては、法令や国の指針、北海道国民保護計画を踏まえるとともに、地域の実情に応じたものとなるよう、また、市民の理解と協力が得られるものとなるよう申し上げ、議員各位におかれましては、議案第16号美唄市国民保護協議会条例制定の件にご賛同くださいますことをあわせてお願いし、私の討論を終わります。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第16号美唄市国民保護協議会条例制定の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は条例制定に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

この条例案は、昨年9月に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づき、また、その後策定された国民の保護に関する基本指針に沿って、地方自治体が2006年度中にそれぞれ国民保護計画を作成するために整備するよう求められているものであります。

しかしながら、これらについては、緊急事態の想定も含めて多くの問題が指摘されております。

政府は、日本が他国から武力攻撃を受けた

日本有事の場合に、日本国民を保護するための法律だと説明しています。

しかし、有事法制をめぐる国の国会審議の中で政府は、日本有事の想定、どのような可能性があるかについて具体的な事例を示すことができませんでした。

実際、小泉内閣が2004年12月に閣議決定した防衛計画の大綱では、2項の我が国を取り巻く安全保障環境の中で、冷戦終結後10年以上経過し、米国・ロシア間において新たな信頼関係が構築されるなど主要国間の相互協力、依存関係が一層進展しているという情勢認識のもとで、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると明記されています。

政府自らが、日本への侵略の可能性が低下していると述べているのに、なぜいま国民保護法の具体化を進める必要があるのか、強い疑問があります。

この国民保護法の本当のねらいは、日本に対する直接脅威の可能性は低下しているにもかかわらず、アメリカに協力して国際テロや大量破壊兵器などの脅威と戦うためという名目で、海外まで自衛隊を出動させることであり、またそれによって我が国への攻撃がもたらされるとの想定であることは明白であります。

さらに、そうした危険な状態をつくり出しながら、国民保護の名の下に地方自治体にも参加させ、責任を負わせて市民を管理し、動員していくのが国民保護法のねらいであるとの指摘もされています。

この間、明らかにされたところでは、地方自治体が国民保護計画や避難計画をつくろう

にも、米軍の軍事行動や自衛隊の支援行動はどのように行われるのか示されていないとのことです。

米軍の軍事行動は、平時・有事を問わず日本国民にとっては機密事項とされており、地方自治体は計画をつくろうにも架空の計画にならざるを得ないことを見ても、国民不在・市民不在の条例であり、計画づくりとなるものと言わなければなりません。

また、国民保護法では、地方自治体に義務付けられているのは住民避難計画のほか、病院・学校など市の施設の提供や労働者の動員なども計画しなければならないとされています。

国民保護法の規定により、地方自治体が行うとされた事項は、ほとんど法定受託事務とされており、各自治体の意思とは関係なく、国から押し付けられる形になっています。

さらに、条例に基づき設置される国民保護協議会は、市民が保護計画をつくる際の諮問機関として位置付けられるものであり、作成された計画は、議会に対しては報告事項となります。

市民の安全や財産等にかかわる重要な内容を扱うものでありながら、議会として審議することもなく、賛成も反対もできなくなります。

提案された条例が成立することは、議会も含めて市全体が政府の意のままに下請け機関となってしまう恐れがあります。

いま、美唄市がなすべきことは、有事法制、国民保護法の具体化ではなく、平和都市宣言をしている美唄市として、市民憲章の具体化を図る立場で有事を起こさせない平和外交の

努力こそが重要だという市民的世論を大きく広げていくことではないでしょうか。

以上申し上げまして、反対の討論といたします。

●議長長岡正勝君 10番米田良克議員。

●10番米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました議案第16号美唄市国民保護協議会条例制定の件について、討論に参加します。

私の立場は、提案に反対であります。

その理由と若干の意見を述べます。

この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、一般に国民保護法と呼ばれる法律によってつくられます。

しかし、この法律は、本当に国民を保護するのでしょうか。私は、この法律の名と実態は大きくかけ離れたものだと考えています。

2003年6月に武力攻撃事態法が成立したときに、国民保護法制がないことは欠陥だと批判されました。1年おくれで国民保護法が成立したのです。

しかし、これは、国民を統制し動員する法律で、自衛隊の活動を助ける意味合いが強いと言われています。

総務委員会の審議では資料も提示されましたが、まだ、具体的な内容は未知のものです。

この法律について書かれたものを読みますと、市町村用の住民避難マニュアルの基準モデルは300ページにわたり、必要とされる業務は700項目に及ぶそうです。美唄市もこの条例を成立させれば同じような避難マニュアルをつくることになるでしょう。

一般市民は避難マニュアルの内容すべてを

知る必要はないでしょうが、市の担当者はどうなるのでしょうか。この条例で発足することになる保護協議会のメンバーはどうでしょう。

先行している都道府県では、自衛官や自衛官OBを採用したところが24府県あるそうです。防衛庁も積極的に人材あっせんをする考え方だそうです。

鳥取県は、マニュアルづくりに現職自衛官を参加させ、知事は、「軍事面の専門性は一般行政にはない。現職自衛官は有効だった」と述べています。

一方で、龍谷大学の山内教授は、「有事の際、施設や道路の利用など、ぎりぎりの段階では国防と住民の安全は必ずしも一致しない」とし、国民保護計画が自衛隊寄りにつくられるのではないかと懸念を述べています。

指定公共機関についての問題もあります。

避難のための交通機関、警報などを伝える放送や通信の企業、救援物資の輸送機関など、政府の指示で協力するのですが、2004年9月に160社が指定された指定公共機関です。

問題の1つは、安全です。

各事業者の活動は、安全が確保されている地域に限られるのですが、住民や救援物資の輸送は危険地帯と隣り合わせになるでしょう。有事の混乱の中で明確な線引きは難しいでしょう。

もう1つの問題は、報道、言動の自由の確保です。

法案審議の国会答弁で、当時の麻生総務大臣は、現在外務大臣ですけれども、軍の装備・人員・輸送道路などが報道されることは敵を利するだけだ、ある程度放送が制限されるこ

とは、十分にあり得ると述べています。この考え方なら、被害状況や敵軍に関する情報も報道を規制される恐れがあります。昔の大本営発表のように、国民には本当のことはほとんど知らされない状態になるかもしれません。

私は、この法律や条例ができて、万一、不幸にして日本が武力攻撃事態を迎えたとして、いくつか問題点を挙げました。

この北海道が、空知が戦場になったとして考えてみてください。膨大な避難マニュアルが美唄市民の役に立つとお考えですか。自衛隊が住民を守ることを第一に活動するのでしょうか。敵との戦闘に全力を傾けるのが当然でしょう。この北海道が戦場になるような事態になって、交通機関や放送通信企業が正常に機能するのでしょうか。はっきり言って、私は、ばかげていると思います。

一般質問でも申し上げましたが、米ソの厳しい冷戦時代に何の準備もなしに生きてきたではないですか。日本の一番の仮想敵国だったソ連が解体し、世界は大きく緊張緩和へ向かったのです。急に北朝鮮の危険を言い募り、最近では、中国を敵視する考え方まで出てきました。一昔前なら、物好きな大人のおもちゃだとして一笑に付されたミサイル防衛システムの構築に、アメリカとがっちり組んで莫大な税金を支出し始めています。喜ぶのは軍需産業と、その軍需産業と深いつながりを持つ政治家だけです。

国民全体に戦争の危機をあおり立てる、国民の保護とは無関係の法律や条例をつくるのではなく、平和憲法を国民全体のものにし、この精神を世界に広めることこそ真の国民の安全や保護です。

核兵器廃絶平和都市宣言の美唄市は、実態のない敵に備えることなど返上し、平和を求めるまち美唄を世界にアピールすべきです。国の誤った判断を地方がただす絶好の機会です。

美唄市議会が挙げてこの条例に反対されることを訴えて、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

この場合、広島議員の採決については、挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 16 号美唄市国民保護協議会条例制定の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 17 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

18 番紫藤政則議員。

●18 番紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 17 号美唄市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定の件について、討論に参加いたします。

私は、この条例の制定に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

議案第 17 号、いまほど可決をされました国民保護対策本部の国民保護協議会条例と、これは関連する内容であります。

趣旨については申し上げましたが、ただ 1 点のみ付加させていただいて、討論にかえたいと思います。

国民保護対策本部長は美唄市長であります。国民保護対策本部長の仕事は、国民保護対策に関して、具体的にその本部の事務を統轄する仕事であります。かかわる職員は、市の職員がそれを担うことになります。そして、その市の職員とともに、関係するそれぞれの機関の職員についてもそれに参加する事態も想定をされます。

市の職員が、先ほど米田議員の反対討論にもありましたとおり、率先をしてこの仕事に従事をする。そういう体制がいまできているのでしょうか。そして、この対策本部は、国が武力攻撃を受けたそういったことを受けて、当該市町村に対して本部の設置を指令をし、それに基づいてつくらなければなりません。国の指示であります。

武力攻撃事態のそのものの定義も、先ほど来ありましたように、事態とあわせて、想定される状況があった場合に、国が国の主観で、国の考えで一方的に指定をし、そして指示をしてつくらなければならない問題であります。

あわせて、この本部の設置に伴いまして、さきの議論でもありましたように、国民保護計画に基づいて民間防衛組織、地域やさらには消防本部、そして消防団、ボランティア、

さまざまな団体によって組織を求められています民間の方々が具体的にやる仕事があります。そのために、日常の訓練をしなければならないわけがあります。

私は、いずれも関連する条例ではありますが、いまでも、いまの状況をしっかり見極めて、そして自治体が自治体としての役割を果たす、市民の皆さんに視線を向けて、あわせて、いま何が優先をするのか、美唄市が先にしなければならない仕事は何なのか、この辺を十分わきまえてこの問題に対処すべきだというふうに考えています。

仮に、武力攻撃事態が起きて、美唄市が対策本部の設置を指示されても、つくらなくても国が、国の本部長が代執行が可能なわけがあります。つくってもつくらなくても、国は国の思いどおりこの仕事を消化するでしょう。どうなるかわからない問題にまともに付き合う必要はない、このように思います。

極めて雑駁ではありますが、以上申し上げまして、この条例案に反対をする討論にかえます。

●議長長岡正勝君 5 番小関勝教議員。

●5 番小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 17 号美唄市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定の件につきまして、賛成の立場で討論に参加いたします。

本件は、武力攻撃等があった場合の美唄市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置運営に関し必要な事項について、国民保護法の規定に基づき条例を定めるものであります。

私は、万が一の武力攻撃による市民に及ぼ

す影響が最小限となるよう、美唄市国民保護協議会条例制定の件と同様の理由によるものであり、議員各位におかれましては、議案第 17 号美唄市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定の件にご賛同くださいますことをあわせてお願いし、私の賛成討論を終わります。

●議長長岡正勝君 9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 17 号美唄市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定の件につきまして、討論に参加いたします。

先に結論を申し上げますと、私の立場は、原案に反対であります。

この条例は先に議題となりました議案第 16 号美唄市国民保護協議会条例と表裏一体をなすものであります。

したがって、反対の理由につきましては、議案第 16 号美唄市国民保護協議会条例制定の件において申し述べた理由と全く同じであります。

一言付け加えますと、この緊急事態法制定のときに、同時に国会で改定されたものがあります。それは自衛隊法であります。1 つには、自衛隊 103 条の改定、また 115 条の改定であります。

103 条の改定では、この緊急事態が発生した場合、自衛隊にはその地域の通信、また、さまざまな施設の管理・保管などを命ずることができる、それに反対することはできないそうした仕組みがとられます。

また 115 条の改定では、この改定は銃剣刀法、不法所持の取り締まりを除外するというものであります。通常、銃砲などの所持につ

いては警察など極一部に限られ、また一般の人たちは狩猟には使うことができますけれども、一般国民は使うことができないわけであります。

そして、また自衛隊もまた演習地では実弾射撃などすることができますし、また隊の移動などで武器を携帯することもあるわけですが、この銃刀法取締りの適応を除外するということは、いざというときには自衛隊の銃口が私たち国民に向かって向けられるそうした危険が大いにあるわけであります。

この美唄においては、私たちの目の前に自衛隊が日夜駐屯しているわけでありますけれども、そうした自衛隊が、万が一の場合には、その銃口が私たち市民に向かって向けられるそうした危険が大いにはらんでいるわけであります。

こうしたことも含めて、この緊急事態対策本部条例制定に対し反対するものであります。

以上申し上げまして、反対の討論といたします。

●議長長岡正勝君 10番米田良克議員。

●10番米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました議案第17号美唄市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定の件について、討論に参加します。

私の立場は、提案に反対であります。

その理由と若干の意見を述べます。

この条例は、議案第16号と同じく、一般に国民保護法と呼ばれている法律によってつくられます。

議案第16号の私の討論を聞いていただきましたので、それをベースにして意見を述べます。

緊急対処事態とは、テロ対策です。日本でテロの心配や対策が話題になったのは、イラクへ自衛隊を派遣しようとしてからです。

実際に被害者も出ています。2人の外交官に始まり、ジャーナリストや一般市民まで。

これはブッシュのアメリカに同調して侵略行為に加担したからです。日本が長い間、アラブの国々と仲良くやってきた歴史をぶち壊したのです。アメリカの言いなりをやめ、積極的に平和をつくり上げるように汗を流すべきです。

イラクの人々としては、テロといわれることは心外なことで、不法な侵略者から自分の国を守る抵抗運動と考えているのでしょう。アメリカとは違う日本の立場を明確にし、平和のために真剣に汗を流す、そうすることがテロと呼ばれる攻撃を恐れる、そんな状態に日本を置かない唯一の方法です。

パレスチナとイスラエルの問題は違う視点が必要ですが、これもアメリカの政策に原因があることは確かです。

私は、去る9日の一般質問、23日の予算審査特別委員会で、市内小中学校の卒業式・入学式の国歌・君が代について質問、質疑をし、意見を述べました。そこで述べたことと重なる内容もありますが、本件にかかわる問題を中心に述べさせていただきます。

まだ3月ですから、卒業式を取り上げます。

教育長は、あらかじめ職務命令をもって教職員を国歌斉唱時に起立させるよう校長に指示しました。

しかも起立しない教職員に対しては、1人ひとり名前を呼んで起立を促すことまで含んだ内容でした。校長によっては起立するまで

卒業式をとめて名前を呼ぶことを明言したのです。職務命令はその裏に厳しいものを持っていることをあらわしています。

日本国憲法は、どんな場所でも、どんな場面でも国歌を歌うことを強制していません。ということは、だれであっても歌うことをだれかに強制することはできないのです。起立は歌うことを前提にしています。

君が代は、99年に国歌だと法律で決めました。それまで長い間、法律で決めていなくても多くの国民は国歌だと考えてきたのです。

国会審議では、学校で強制しない、これまでと変わらないと、嘘を答弁してまで決めたのです。法制化されたらすぐに強制が始まりました。この美唄でも、今年はとうとう口をこじ開けても歌わせるの一步前まで来ました。起立しなければ卒業式は進まないのです。卒業式を人質にして、1人ひとりの意思は無視して、君が代のために起立させるのです。どこに思想信条の自由がありますか。

このことは本件とどうかかわるのでしょうか。

日本の現在の政権は、日本という国を戦争のできる国、そして戦争する国に変えようとしています。

昨年12月28日に自民党が発表した新憲法草案がそのことを明確に示しています。いまの国会に提案されると言われている教育基本法の改正案もそのことはっきりと示しています。

国家権力の命令・指示には逆らわずに従う教師をつくり、その教師たちが黙って兵士になる子どもを育てるのです。国民の意識としては、戦争が日常の生活の中にあるものだ

なってもらうのです。国民の心の抵抗を消してしまうのです。仮想敵国があって、いつもその攻撃に備える心構えを持つ国民、そんな日本にするのです。国の政策に反対する国民は許さない、この方向は手法の動きからもはっきりと見えます。

広島では、県立高校の卒業生が学校の前で「不起立宣言」のビラを配っていたら、警察官が20人も駆けつけたのです。この3月の話です。

自衛隊の「イラク派遣反対」のビラを自衛隊の官舎で配った3人は、75日間も身柄を拘束され起訴され、地裁は無罪としたのに、控訴審では、つい先日、東京高裁が逆転有罪判決を出しました。そういう事態にいま日本ははっきりと立っているのです。

16号の討論でも述べましたが、おかしい法律にははっきり「ノー」を表明すべきです。本件条例制定はいたずらに市民に不安や恐れを抱かせるだけです。

皆さんの反対で否決されるよう訴えて、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第17号美唄市国民保護対策**

本部及び緊急処理事態対策本部条例制定の件

は委員長報告のとおり決定されました。

午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

午前 1 2 時 3 4 分 休憩

午後 1 時 3 7 分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 9 番 庄司光雄議員。

●1 9 番 庄司光雄議員 議事進行について、私の方から発言をさせていただきます。

実は午前中、もうぎりぎりのころにしたいと思っていたんですが、ずっと流れていってしまいましたので、午後の冒頭で申しわけございません。午後というよりも、再開冒頭で申しわけないんですが。

きょうは、この定例会、最終的に議会の一番大切な各執行側の提案も含め、自ら議会側提案も含めて意思決定の最後の日です。

したがって、それに基づいての一連の法定行為がいま行われているわけですけど、日程いま第 2 ですね、委員長報告。これは 39 件あります。

それで、いまこの 39 件について前審査である委員会の審査の報告を、委員長から報告を求めているわけです。それに対して、この本会議や意思決定をめぐってその委員長報告に対する質疑、もう議長の手元にわたったわけですね、議長がいま諮っているわけです、委員長報告に対しての質疑、そして討論、そして採決と。

議会にとっては明暗のところですね、ここは。それは審査も極めてきちっとした審査も

これも議会にとって必要です。しかし、常任委員会制度ですから根本は。

ですから、これが特別委員会というものを設定しようと、全員委員会でない限りはほとんど当然に、委員長報告にめぐって議長が質疑があるかということをお問いたださなければならぬわけですね。そして、それに対しての意思はどうかということによって討論があるかということですね。

結果として、採決もそれぞれ議員の意思はどうだということによって採決をするわけですね。この意思決定というこの当然の状況なんですよ。

ところが、議長の議事中断は、谷村予算委員長の予算の 11 点の報告は、この一般会計から始まってもちろん補正予算入りますけれども、これ調べました。

1 1 時 4 8 分に委員長報告が終わっているんですよ。自席に戻って、そしてそれを待って議長が始めたんです。私もちょっと時計見たときに 1 1 時 5 0 分ですよ。5 0 分やや過ぎていました。

これはちょうど折り返しですね。議長の手元に移ってから議長が本会議でいま報告を求めて、いよいよ意思決定手順の法定行為に入ったわけです。その入ったときはちょうど折り返しでしょう。意思決定の手順ですから。

これだけのものを抱えて、いけば昼食時間というのは会議規則にありませんよ。会議時間は 1 0 時から 4 時です。

でも、人間生活の中で昼食時間というのがあるわけだから、これは慣例や慣行によって議事の中断を議長にゆだねられているわけでしょう。このときだけは中断理由言わなくて

中断していますよ。中断できます。休憩宣言ですけれども、そうですね。

それから通常、いよいよそういう議会の意思決定のための順番に入っていくべきじゃないですか。しかも、先ほどまでずっと続いて委員長報告が、総務委員会の委員長報告が途中中断ですよ。

そして、これだけの議案の中でやっぱり、いかに会派制を取りつつも、質疑も出ないに限らない。その辺のことを会議規則が出るのが当たり前として予測していますけれども、議長が、議事中断が理由なくしてここ、これが日程第2の3が終わった時点で、午後1時30分まで休憩いたしますということで休憩宣言したんですけれども、これ多分慣例に従う昼食時間ということなんだろうと思うんですよ。このときだけは理由言いません。なぜ議事中断出せるかということ。

だけれども、こういう議事整理の仕方というのは、私は、通常あり得ない。今後の、きょうですよ、きょうの今後の問題、質疑等や討論等に問題影響及びしますので、正式には私は、議事進行の議事中断の動議を提出したいんです。

でも、私は、見なし動議としてうちの議会がやっていますから、私は今後の議事運営にかかわる問題があるので、あるいは議長の議事整理の問題にかかわることがあるので、議事中断を一たんして、しかるべき機関でこの問題に対する整理をしてから午後のそういう意思決定の法定行為に入っていくって、そしてこれが39が終わると、場面がまた展開しますよ。

今度は日程の第3に入りますね。それ場面

展開ですけれども、そういうような形の旨、きちっとやっぱりめり張りのある議事整理をしてもらわないと、それではおかしいと思いますよ。

そういうことで、議事進行のあり方として発言しますけれどもね。見なし動議として扱っていただいて、慣行に従った扱いでもってこの問題の処理をしてもらいたいと。そして、これからの本会議がきちっとルールに沿って、そして物事が進んでいくようにやっていただきたいとそう思います。

●議長長岡正勝君 暫時休憩いたします。

午後1時44分 休憩

午後3時48分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時49分 休憩

午後 4時05分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの、莊司議員の議事進行発言につい

て、議運を開催し協議をいただきました。

結果としまして、委員長報告に対する議会の意思決定の最重要段階において、私の議事整理の不手際により長時間にわたり議事を中断し、まことに申し訳ございません。

今後このようなことのないよう十分配慮していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これより議案第18号ないし議案第25号の以上8件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第18号美唄市部設置条例の一部改正の件**ないし**議案第25号美唄市地域体育館設置条例の一部改正の件**の以上8件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第26号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

2番広島雄偉議員。

なお、広島議員の討論は自席から行うことにいたします。

●2番広島雄偉議員 ただいま議題となりま

した議案第26号美唄市税の滞納に対する制限措置に関する条例制定の件について、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

税に関しては、債権の差し押さえ、また他の行政サービスを受ける場合に、納税証明の添付のほかにさまざまな制約をとりながら現在も税の収納を行っているわけですが、新たに27項目の行政サービスの制限を加えることで納税の促進を図るとのことですが、この27項目が弱者救済というのならわかるのですが、逆に弱者切り捨てにつながるのではないかと思います。

また、納付のあり方についても、異常なほどの督促・催促など、果たして納税の相談ができる状況ではないと思います。

この条例があるばかりにも、納税に関しても一定の手続きで簡単にこの条例を適用するということになり、本当の納税に対する相談もできなくなり、滞納者がふえるのではないかと感じる。

以上、原案に賛成することはできません。

以上で、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 26 号美唄市税の滞納に対する制限措置に関する条例制定の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 27 号ないし議案第 30 号の以上 4 件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 27 号美唄市医療費助成条例の一部改正の件**ないし**議案第 30 号美唄市地域包括支援センター事業条例制定の件**の以上 4 件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 31 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

1 番吉岡文子議員。

● 1 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 31 号美唄市介護保険条例の一部改正の件について、討論に参加いたします。

私の立場は、原案反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

す。

構造改革の名のもとに小泉内閣が推し進める大增税は、高齢者にとって極めて厳しいものとなっています。

高齢者の住民税は本年度に、公的年金と控除の縮小、老齢者控除の廃止、非課税限度額の廃止、定率減税の半減と、4 つもの改悪が行われることになります。

住民税が非課税から課税へと変化、増大することによって国保税をはじめとした医療・介護・福祉など、社会保障の負担は雪だるま式に膨らんでいきます。実に高齢者の 6 人に 1 人の介護保険料の段階が上昇するという深刻な事態が、厚生労働省の試算でも明らかになっています。

本市においても、今回の介護保険料の値上げは、標準で月額 400 円、年間にして 4,800 円の負担増となり、市民全体として約 4,000 万円の負担になるとされています。

いまでも利用料が高くて介護サービスを利用できないとの声があります。デイサービスの回数を減らすという人もいるそうです。

だれもが安心できる介護保障をめざして、市長は、介護保険料の値上げをやめ、国に対して応分の財政負担をするよう強く働きかけること、長生きを心から喜べる社会保障制度への転換を働きかけることを強く期待して、討論を終わります。

● 議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であ

ります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 3 1 号美唄市介護保険条例の一部改正の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 3 2 号ないし議案第 3 5 号の以上 4 件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 3 2 号美唄市介護給付費準備基金条例の一部改正の件**ないし**議案第 3 5 号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件**の以上 4 件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 3 6 号ないし議案第 3 8 号の以上 3 件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 3 6 号美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件**ないし**議案第 3 8 号市道路線の認定の件**の以上 3 件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 3 9 号ないし議案第 4 2 号の以上 4 件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 3 9 号平成 1 7 年度美唄市一般会計補正予算（第 7 号）**ないし**議案第 4 2 号平成 1 7 年度美唄市水道事業会計補正予算（第 2 号）**の以上 4 件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 5 号について質疑を行います。

1 9 番 庄司光雄議員。

● 1 9 番 庄司光雄議員 議案第 5 号平成 1 8 年度美唄市一般会計予算。

先ほど質疑の経過と結果について、予算審査特別委員長の方から報告がありました。

実は私も予算審査特別委員に所属しているわけですから、本来そこでもって議論した内容ですが、教育費の問題なんです。

私、後段の方で、特に生涯学習の問題について触れております。そして生涯学習はご承知のとおり、いままさに、長寿社会、あるいは成熟社会こういう、そして少子高齢化、特に高齢化の問題等含めまして、生涯学習というものは極めて重要だという立場で今日までいろんな場面で質問やら質疑を交わしてきました。

この一般会計予算の特別委員会で、私は、この問題に触れまして、特に生涯学習の拠点というべき市民会館・公民館のこの活動状況のこれからの運営とあり方について触れております。

そして、特に、いま指定管理者制度というものが議論されておりますが、このことについては、それは明暗があります。しかし、生涯学習このものは、すべては市民が主役でありますから、その主役である市民のNPOをめざして懸命な議論やらそういう活動が行われていると。

そして、そのことについて、本来18年度実施の予定の指定管理者制度でありましたが、このことについて、この市民のいま進もうとしている、それから意見を全部まとめ上げて頑張っていこうという、特に具体的には文化協会あるいは市民劇場という花開いたものがあります。

これらについて、NPOめざして、そして何としても、ことし中にはつくり上げていく、そして認証を得て、自分たち自身がこの場を活用しながら公民館が行政として行われる業務、市民会館が行政として行われる業務も含めまして、自分たちが指定管理者を正式にその選定を受けて、議会の議決によるわけです

が、そのめざしている力をいま押し上げていくべきだろうと、なぜそれを押し上げていくような状況にならないのかと、このことについて、具体的な財政的な支出減の要素もあるではないかと、主に人件費がありましたが、この辺について触れておりますが、生涯学習の重要度からいっても、時代的・社会的な重要度からいっても、私は、要点報告の中であってもこのことを報告の中に入れていただきたかったと、そうでなければ記録が、予算審査の過程における生涯学習の私自身の発言がどこの記録にも残らないということになってしまいます。

この点について、決して委員長が他意あってやったわけではなくて、あの膨大な一般会計全般に対する各課にわたる報告と、11会計に対する報告ですから、この辺についてはやむを得ないというような気持ちもないわけではないんですけれど、やはりこれは重要な課題だし、しかも喫緊の課題だというふうに思いますので、その辺の経過について、具体的な議論をした経過があるはずなんです、この辺について委員長の方にお伺いをいたしたいとこういうふうに考えている次第であります。

●議長長岡正勝君 谷村予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長谷村孝一君 ただいまの庄司議員の質問に対する答弁をさせていただきます。

質疑の経過の中で、生涯学習の拠点である市民会館・公民館の運営について、特に指定管理者をめざすNPO認証に動いている市民団体の活動については、るる庄司委員から詳細な質疑がありましたが、教育長の答弁とし

て、「公民館活動等に対する民間活力の導入については、美唄の文化協会が以前から頑張っていてNPO法人ということで発足寸前まで来ているということは承知している。あともう少しのところまでのところに来ている。そのときには、私たちも支援して正式な発足にこぎつけたい。そのときには私たちもできればやっていただきたいと考えている。このことにつきましては、私どもだけでは決められない部分もあるので、庁内的に横の連携を図ってまいりたいと考えている」との答弁でした。

以上のように、荘司議員の質疑が確かに委員会の折にありましたことを認めて、答弁とさせていただきます。

●議長長岡正勝君 17番吉田栄議員。

●17番吉田栄議員 予算審査特別委員会が長時間にわたって繰り広げられました。

私は、予算審査特別委員ではありませんでした。委員外議員として参加をさせていただいた部分もありました。

その中で、一般会計の第10款ですか、教育の関係で激しく質疑をし、そして答弁をいただきました。

紫藤議員、そして委員外でありました米田議員、そして私ということで、一口で言えば、学校管理規則にかかわる問題だと思います。

いま、世間で激しく論争されております国旗・国歌の問題でありまして、時あたかも3月の下旬といいますと小中学校の卒業式の時期でありました。

私ども3人は、何に基づいて質疑をいたしましたかといいますと、申し上げるまでもなく、1999年に国旗・国歌の法制化が議決をされ今日に至っておるわけではありますが、その

国会議論の中で、時の小渕総理が答弁に立ったその内容は申し上げるまでもなく、このことが、法制化が議決されても、国旗・国歌として制定されても、学校現場における強制的に良心に立ち至っての強要はしないという答弁が明確にされているわけであります。私どもは、その趣旨に沿って予算委員会の中でも質疑をいたしたわけであります。

と言いますことは、美唄の小中学校の中で、国歌の斉唱にかかわって卒業式に、いわば強制的にと言ってもいいかと思いますが、教職員に対して起立を求めたと、その起立を求めても起立をしなかった先生に対して、具体的に固有名詞を呼称して「立ちなさい」という指導がなされたと。これは、教育現場をいわば荒らす根源になるのではないかと。

教育の最も重要なことは、校長と教員との信頼関係、そして、生徒が教師に対する尊敬と信頼の姿、そのことから教育というのは構築され、積み上げられるものではないかという立場で質疑に参加をしたわけであります。

何といいましても、学校の教育現場で不信感の塊のような状況になって、それで本当の意味で先生を信頼して学校の勉強にいそしむというそういう姿づくりというのは困難だという立場であります。

教育長の答弁は一貫として、今後においてもいわゆる指導要領に基づいた方針に従って指導してまいりたいという一言に尽きる答弁がなされたわけであります。

私どもの主張がそんなに、法に照らしてみても違法的なことを求めているのではない、99年のあの国会議論を1つの考え方の基礎にし

ておりますし、民主主義とはいかなることを指すんだという立場で質疑に徹したつもりでおります。

最後的には、4月に入りますと小中学校の入学式が行われるわけでありますが、その入学式に際して先生方の、教師の自主的な判断を待つそのことが今後の教育の本当の振興という立場で正しいのではないかと。

どうしても国歌斉唱のときに立たせたいとするならば、入学式が終わった後に、本来あるべき姿はかくかくしかじかだとそういう立場での指導をされる分についてはこれは、それをも差しとめる何者もないというところの議論まで展開したわけでありますが、結果として、私ども3人の質疑に対しての教育長答弁は、毅然とした態度での、私どもとかみ合う質疑答弁という姿にはなり切りませんでした。

しかしいま、きのうの北海道新聞の記事にも、東京都におけるこの種の問題についての実例が記載されておりました。それをお読みになった方はたくさんいらっしゃるんだろうと思うんですが、そのように、この問題が講じていきますと、大変醜い姿にもなり、そしてそれぞれの地域の中における教育に対する見方というものも大変信頼のしがたい不振の塊という状況になりませんかということを危惧するわけであります。そんなことの立場から、角度を変えての議論を展開されました。

それで、きょうの谷村委員長の報告の中に、この教育問題、なにかんづく卒業式にかかわる対応の問題、そして入学式に対応する教育長のスタンス、そういったことの質疑答弁の内容が含まれておりませんでしたことを大変残

念に思えて、あえてこの本会議で、委員長の報告がとるに足らない議論であったのかどうか、どういう議論経過であったのか、私の言うことがつくり事なものなのかどうか、この辺、委員長の見解をお聞きして、少なくとも美唄の教育をいかにして向上させるかと、そしてそのためには何といたっても校長と教員、生徒と教員との信頼関係、学校環境の改善を何としても実現してほしいという意見。これがその議論の中で、質疑の中で展開されたことを委員長として報告に1ページを加えてもらいたいものだ、こんな立場で委員長に質問をさせていただきました。

●議長長岡正勝君 谷村予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長谷村孝一君 ただいま吉田議員の質疑にありましたことについて、発言のとおり、委員長報告が欠落しておりましたことを認めまして、答弁とさせていただきます。

●議長長岡正勝君 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 ただいま議題となりました議案第5号平成18年度一般会計予算の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は、原案に反対の立場であります。

その理由と若干の意見を申し上げます。

2006年度の政府予算は、一般会計歳出は2005年度当初予算に比べ約2兆5,000億円の減少となっていますが、予算編成に向けた構造改革は高齢者に対する医療制度の改悪や、三位一体改革の名による義務教育・児童扶養

手当や児童手当、施設介護給付費の国庫負担割合の引き下げなど、国民に一層の負担を押し付けるものとなっています。

医療については患者の負担増に加え、診療報酬の大幅な引き下げがあります。医療介護サービスを支えている地域の医療機関の経営を一層悪化させ、患者と病院の双方を締め付けるものです。

定率減税では、1月から所得税分の半減がスタートしました。6月には住民税分を半減し、更に来年には残りの半分を全廃する計画です。

小泉内閣は、財政悪化の原因があたかも社会保障予算にあるかのように言っていますが、実態は大きく違います。国・地方の長期債務の国民総生産での比率は、1980年代には48%から61%に13ポイント増加したのに対して、90年代には、59%から一気に倍加して118%に、2001年の小泉内閣発足以降も20ポイント近くも増加しています。

高齢化の進展を受けた社会保障関係費の増加は、急に始まったわけではありません。70年代から今日まで、ほぼ年平均4%程度のなだらかな増加でしかありません。

一方、国と地方の公共投資は、80年代半ばの年間25兆円程度から、90年代には50兆円に倍増しました。軍事費も90年代に約4兆円から5兆円にふえています。

大赤字の歳出面での現況が、公共投資と軍事費の異常な膨張とむだ遣いにあったことは明らかであります。

歳入面での要因は、大企業・大資産家への行過ぎた減税で税制を空洞化させてしまったことです。

とりわけ、景気を大きく悪化させた小泉内閣のもとで、減税と不況の両面の要因で法人税収が大きく落ち込みました。

最近大企業は、過去最高益の更新を続けていますが、それでも法人税収は90年当時の半分にしかありません。

小泉内閣は、公共事業では道路特定財源を温存し、管区2期工事などのむだを続け、軍事費は聖域にきています。庶民増税の一方で、手厚い大企業向けの減税は継続しています。財界大企業の巨大な既得権益の守る政治が財政赤字の現況です。

こうした中での平成18年度の美唄市一般会計予算であったわけですが、予算編成に携わった関係職員の並々ならない労苦に対し、改めて敬意を表するものです。

平成18年度美唄市一般会計予算は、歳入歳出総額は186億9,916万3,000円となり、前年度当初予算の9.2%の増となっています。

歳入の面で見ますと、前年度当初予算に比べ、市税の大きな減少をはじめ、地方交付税の2億8,900万円のマイナス、また臨時財政対策債も4,250万円のマイナスという、小泉内閣の三位一体改革のあおりをまともに受ける極めて厳しい財政状況であります。

歳出の面では、地域包括支援センター運営事業や地域支援事業など国の施策による社会福祉の取り組みや、南美唄地域住民の長年の願いであった福祉会館建設の着手、また、道路側溝整備や住宅の建設など生活に直接つながる事業、市民の生命・財産を守る上で活躍が期待される化学消防ポンプ車の購入などがあり、また、新しく設置される農業支援センターは重大な危機に立たされ、経営の危機に

ある本市農業の改善に大きな期待が寄せられています。

しかし、その一方では、税制改定による増税、それに伴う国保税の値上げ、介護保険料の値上げなどがあり、また、へき地保育所の負担金や放課後児童負担金の値上げ、就学援助での基準の引き下げによる保護者負担の増加など、不況に苦しむ市民の生活を一層圧迫するものとなっています。

本予算案は、厳しい財政状況を反映したものでありますが、全体として見れば、基本的には国の進める路線に沿った内容であり、また、21世紀まちづくりプラン後期計画の第1年度に当たりながら、予算編成の後に後期計画が提示されるなど大きな問題を残しました。

本市の財政状況の厳しさは、国の財政政策によって、来年以降一層厳しくなることが予測されますが、市長は、地方自治の本旨を守り、市民生活を守るために、国や道に対しても言うべきことははっきりと物を言い、市民本位の市政のために全力を挙げることを期待して、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 7番土井敏興議員。

●7番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました議案第5号平成18年度美唄市一般会計予算につきまして、私は、原案に賛成する立場で討論に参加いたします。

以下、少しくその理由等につきまして申し上げます。

国内の景気や、経済及び雇用の環境は緩やかな回復傾向にあると報じられているところではありますが、地方都市においては、いまだ波及効果も感じ得ず、引き続き厳しい環境下にあると思わざるを得ません。

よって、本市の財政状況も国の三位一体の改革の影響や、長引く景気の低迷などにより、地域経済活動の低下や雇用不安を抱え、市税や地方交付税など歳入が減少し、財政運営が極めて深刻な状況が予想される中、使用料や負担金などをはじめ、市民負担の見直しについてはでき得る限り最小限にとどめながら限られた財源のもと、人件費をはじめ内部管理経費の節減や事務事業の見直しなど工夫と努力を重ね、徹底した歳出の抑制や内部機構の一部改編に着手され、加えて事務事業の重点化にも取り組まれたところであります。

結果として、赤字含みの予算編成をも余儀なくされる状況下に置かれながらも、人づくり・まちづくり・土台づくりを機軸に「生き生き美唄」の実現に向け、一般会計の予算総額186億9,916万3,000円を確保され、より少子高齢化が顕著に進行されることが予想される中、生活都市基盤の整備や経済振興対策、交流推進関連事業のほか、本市の重要課題への対応に向け、市長をはじめ職員の皆さんが苦悩の末、選択と決断をされ、可能な限り積極的に取り組まれる姿勢を示したものと評価をさせていただき、敬意を表するものであります。

また、予算書作成に当たり、かねてから要望がありました市民が身近に感じるわかりやすい予算書の作成につきまして、難しい環境や大変な状況を乗り越えご理解をいただき、一部改善へのご努力をなされましたことにつきましては、評価に値するものであります。

そこで、歳出における主要施策の面から挙げられている特長的な事業を見てみますと、まず第1に、優しさと健康のまちづくりにお

いては、地域の高齢者の総合的な支援を行う中核機関として設置する地域包括支援センター運営事業、基本健康診査の対象年齢の拡大や検診内容の充実、及び健康づくりの一層の推進を図る中高年疾病予防事業、放課後児童施設での障がい児年齢を拡大する放課後児童対策事業や子育て支援の充実など、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりへの取り組みが見られます。

また、市民の健康を守るため、極めて厳しい医療環境のもと、新しい地域医療体制の構築に向けてマスタープランを策定する予定の地域医療確立対策事業は、本市の重要課題解決に積極的に取り組むものとして評価し、その成果を期待するものであります。

第2に、快適な暮らしを実現するまちづくりにおいては、地域住民が自主的な防災活動を行う組織に対し支援する自主防災組織育成事業、化学消防ポンプ自動車の更新により、複雑・多様化する災害に対応する機動力の強化や救命率の向上を図るため、市内3カ所に設置する自動体外式除細動器設置事業など、安全で安心して暮らせる社会を実現する取り組みなどが挙げられます。

第3に、人と自然が調和したまちづくりにおいては、本年末に予定される宮島沼水鳥・湿地センターの完成にあわせた周辺環境整備をはじめ、自然環境学習の機会を高め、環境政策の理念と方向性を定める美しきまちづくり条例の制定をめざし、市民・事業者・市が連携してより豊かな生活環境や自然環境の保全に積極的に取り組まれることが示され、また、環境に与える負荷の低減に配慮した最終処分場については、その工事が佳境の年を迎

え、平成19年度供用開始に向けて整備を進めるとともに、循環型社会の構築に向けより一層の廃棄物の発生抑制や再資源化などに取り組まれること。

第4に、豊かで活力ある産業が広がるまちづくりにおいては、農業については、地元農産物などの各種情報発信や交流促進機能を備えた食の駅の設置箇所の選定をはじめ整備に向けた取り組みや、時代のニーズにあった売れる農産物づくりを促進するため、特産品の生産拡大を支援する畑作生産振興事業のほか、農産物の生産基盤の一層の充実を図る持続的農業、農村づくり促進特別対策事業、さらには安全安心を基本としたクリーン農業の推進や、体験型交流をめざすグリーン・ツーリズム促進など、消費層の底辺拡大に向け取り組まれること、農水省が平成19年度実施予定の品目横断的経営安定対策において、農業自体のあり方を含め抜本的な改革を求められることから、農政部の設置をはじめ、関係機関団体と連携して担い手づくりや新たな形態を有する地域づくり、産地づくりを進める農業支援センターの設立により、より強固な美唄農業の振興に向け積極的に取り組まれようとする姿勢に対して評価するとともに、期待を高くするところでもあります。

商工業については、中小企業や研究グループが取り組む新技術・新製品、また新たな事業を創出するための研究開発事業に対し助成する新産業創出補助事業、中小企業者が新規事業や新分野への進出に対し支援をする中小企業等振興対策補助事業など内発的な産業創出への支援や、新たな中心市街地活性化に向けた取り組みなどをはじめ、現状においては、

極めて厳しい経済環境にありながらも関係者が普請をされ、地域産業の特性をいかした農業・商工業・観光の振興と、それらの産業間の相互連携をより一層強めるための取り組みを進め、地域経済の活性化や雇用の安定化を図っていこうとする意欲が強く伺われるものであります。

第5に、文化と交流のまちづくりにおいては、パークゴルフ場、交流拠点施設の整備の拡充や、宮島沼などの豊かな自然をはじめとする地域資源や人的資源を生かし、各種イベントと有機的・効果的に結び付け多様な交流の展開を図ろうとしていること。

アルテピアッツァ美唄の整備充実や市民及び市民グループの自主的・自発的な芸術・文化活動の促進の取り組みへの支援、また、児童生徒の確かで着実な学力向上に向け新たに取り組む標準学力検査導入事業、1人ひとりの自己実現に向けた生徒指導体制の充実を図る生徒指導総合連携推進事業などが挙げられます。

最後に、来る年度は美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画のスタートの年でもあり、さらには一部公共施設の管理運営に指定管理者制度の導入など新たな局面の展開を迎え、自立と協働のまちづくりを着実に進めるためにも、市政執行に当たりましては、国・地方を通じて財政状況がますますその厳しさの度合いの加速が予想される中、市内の景気・経済動向に細心の注意を払いつつ、個性豊かで生き活きとした地域社会の構築に向け、一丸となった取り組みがなされるかが問われる極めて重要な年であると考えてところであります。

よって私は、市民の皆さんへよりわかりやすい明快な説明責任をしっかりと果たされることが負託にこたえる第一歩と固く信じ、関係者が心を1つに誠心誠意、精進努力されますようご期待を申し上げるところでございます。

何とぞ、議員各位におかれましては、議案第5号平成18年度美唄市一般会計予算にご賛同くださいますことをお願いを申し上げます。私の討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第5号平成18年度美唄市一般会計予算**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第6号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**第6号平成18年度美唄市民バス会計予算**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第7号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第7号平成18年度美唄市国民健康保険会計予算に対し、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は、原案に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成18年度の美唄市国民健康保険会計予算の歳入歳出の総額は、34億3,549万4,000円となっていますが、市民から納入される国保税は、税制改定による各種の控除の廃止により約1,100万円の増加でありましたが、農業分野での減収などがあって、結果的には前年度より3,169万6,000円のマイナスとなり、とりわけ一般被保険者の部分では5,824万3,000円のマイナスとなり、また収納率は90%と依然として本市の厳しい不況のあおりを受けているものとなっています。

本市においては、52%の世帯が国保に加入しています。その多くは低所得者であり、国保税の納入が大きな負担となり、未納者に対して発行している短期被保険者数が272世帯、

資格証明書が165世帯と増加しています。

一方、国保会計での基金積立金は、平成18年度末の見込みで5億2,423万9,000円となり、1世帯当たり7万7,000円余りになります。

国が進めてきた医療制度の改悪により、市民負担は限界にきています。この基金を活用して国保税の負担を軽減することが求められています。

いま小泉内閣は、医療制度の改悪を国会に提出していますが、これは高齢者をねらい撃ちにした負担増とともに、将来にわたり公的保険給付を切り縮め、保険外負担を拡大し公的医療制度を土台から崩す内容になっています。このことは、本市の国保会計にも大きな影響を及ぼすことは明白であります。

本会計の予算執行は結果として、国の医療制度改悪につながるものであり、容認しがたいものであります。

市長は、厳しい不況の中で懸命に生活している市民の実態に目を向け、市民の生命と健康を守るため、国に対しては、国庫負担率をもとの45%に戻すこと、収納率低下によるペナルティーである国庫支出金の削減をやめさせることを強く働きかけ、市民の生活を守る先頭に立たれることを期待して、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 8番谷内八重子議員。

●8番谷内八重子議員（登壇） ただいま議題となりました議案第7号平成18年度美唄市国民健康保険会計予算につきまして、討論に参加します。

結論から申し上げますと、原案に賛成であります。

以下、その理由を申し上げます。

本市の国民健康保険会計予算は、34 億 3,549 万 4,000 円で保険給付費等の増加により、対前年比 3.03%の伸びとなっております。

我が国の国民健康保険制度は、乳幼児から高齢者までだれもがいざというときに安心して医療が受けられる日本独特の国民皆保険制度で、WHO・世界保健機関から、世界でもすぐれた制度と言われており、創設以来、我が国の医療保険制度の中核として重要な役割を担い、地域医療保険の保持・増進に大きく貢献しております。

しかし、我が国の少子高齢化が勢いよく進み、医療費がかかる高齢者が激増する一方で、それを支える若い世代が激減しています。

現在、国民が1年間に負担する医療費の総額、国民医療費は31.5兆円、このままでいきますと、2025年度までには65兆円まで膨らんでしまうと予測されております。

国民医療費の8割は国民の負担です。今後20年間に30兆円増えると新たな負担は24兆円になると推計されております。待ったなしでやってくる超高齢社会にも持続可能な医療制度を確立しなければ、弱者は医療を受けられないということになりかねません。

こうしたことから、国においては、少子高齢社会においてもすべての国民が安心して良質な医療サービスが受けられるような医療保険制度を堅持するため、医療制度全般にわたり抜本的な改革が進められております。

改革の柱には、安心・信頼の医療の確保と医療費の適正化、そして新たな医療制度体系の実現を上げ、審議されてきたところであり

ます。

また、国民医療費の3分の1が糖尿病などの生活習慣病であり、これらは予防と正しい知識があれば抑えることができることから、治療重点から予防重視の医療への転換をしようとするものです。

本市では、こうした生活習慣病などの取り組みや、介護予防システム導入による取り組みを実施されており、これら中長期的対策は効果をあらわすには少しく時間がかかるものの効果が期待されているところです。

また、景気の低迷により、加入者の増加や医療費の増高等から国民健康保険制度を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

本市においても、高齢者や低所得者の加入が多い状況の中、国民健康保険の適正と安定的な事業運営の確保を図っていくためには、国民健康保険税の収納確保を図り、中長期的な観点に立った事業の経営努力が望まれます。

本予算を通じ、今後とも国民健康保険会計の運営に当たりましては、なお一層の努力を傾注していただきますよう、要望いたします。

以上のことから、議員各位におかれましては、多数のご賛同いただきますようお願い申し上げます、私の賛成討論とします。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 7 号平成 1 8 年度美唄市国民健康保険会計予算**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 8 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9 番長谷川吉春議員。

● 9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 8 号平成 1 8 年度美唄市老人保健会計予算の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に申し上げますと、私の立場は、原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

政府は、今国会に医療制度の改革関連法案を提出していますが、この法案は医療費の伸びを抑えるとして、高齢者を中心に国民に新たな負担を求めるとともに、公的医療制度を土台から破壊する方向に大きく踏み出すものであります。

法案では、現役並みの所得のある 70 歳以上の高齢者の窓口負担をことし 1 0 月から、現行の 2 割を 3 割に引き上げ、2008 年 4 月からは 70 歳から 74 歳の一般所得者の負担も現行の 1 割から 2 割に引き上げるとしています。

また、ことし 1 0 月から、長期入院する 70 歳以上の高齢者に食費・居住費の負担を求め、更に 75 歳以上の高齢者を対象に新たな高齢者医療制度を創設して保険料負担をさせるな

ど、医療を最も必要とする高齢者に現役世代との公平を口実に負担を次々に押し付けるものとなっています。

高齢者に肩身の狭い思いをさせて、病気にかかりやすい高齢者に現役世代と同じ割合で窓口負担を求めれば、家計への負担は何倍にもなります。高齢者の窓口負担は現役世代より低く抑えて当然であります。

また、法案には、高額医療費の自己負担限度額の引き上げ、国保加入の 65 歳以上の高齢者の保険料を年金から天引きも盛り込んでいます。

法案の最大の目的は、医療費給付の抑制にあり、都道府県に入院日数短縮の数値目標を明記した医療費適正化計画の策定を義務付け、抑制が不十分とされた都道府県には、国が他と異なる診療報酬を定めることができる仕組みまで導入するとしています。

したがって、日本医師会なども国民皆制度を崩すものと強く反対しているものであります。

こうした高齢者を中心とした医療制度の改悪は、本市の老人保健会計にも大きな影響を及ぼすものであります。平成 1 8 年度の本市の老人保健会計予算の歳入歳出の総額は、34 億 3,549 万 4,000 円となっており、前年比 1 億 0,101 万 9,000 円のプラスになっていますが、これは数字的なものではなく、この予算の執行によって結果として小泉内閣による医療制度の改悪に沿ったものであり、高齢者の負担が一層重くなる内容を持っています。

市長は、医療制度の改悪をやめさせ、老人医療費の無料化、病気の早期発見・早期治療のための制度を確立など、国に対して強く働

きかけ、高齢者の命と健康を守るため努力されることを期待しまして、討論を終わります。
●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第8号平成18年度美唄市老人保健会計予算**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第9号及び議案第10号の以上2件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第9号平成18年度美唄市下水道会計予算及び議案第10号平成18年度美唄市土地区画整理事業会計予算**の以上2件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第11号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇）ただいま議題となりました議案第11号平成18年度美唄市介護保険会計予算の件に対しまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

介護保険制度が導入されてから丸6年になりました。このときのキャッチフレーズは、「介護保険制度は、いままで本人や家族が抱えてきた介護の不安や負担を社会全体で支え合う」という名目のもとにつくられた制度であります。介護する人、される人の双方が安心して暮らせる高齢者社会を迎えるために必要な制度というものでした。

しかし、この6年間の経過を見れば、介護する人、される人が本当に安心できる制度であったのかどうかであります。

その点で見れば、高齢者からも介護に携わる人たちからもさまざまな不十分さが指摘されてきました。

保険料の負担が重く、また、サービス利用料の負担によって十分なサービスが受けられないことや、特別老人施設に入りたいくても何年も待たなければならないなど、多くの問題があります。

また、昨年10月から実施された施設入所の食費や、居住費の負担は大きな負担になっています。

また、ことし4月から導入される介護予防についても、多くの高齢者からも介護の現場からも戸惑いと疑問の声が上がっています。

こうした中で、平成18年度4月からの保険料の値上げは、これまで指摘されてきた多くの問題の基本的な解決にはほど遠く、市民生活を一層圧迫するものとなっています。

そもそも保険料や利用料が高いなど、介護保険制度が多くの問題を抱えているのは、介護保険が導入されたときに、政府が、介護施策に対する国庫負担の割合をそれまでの2分の1から4分の1へと大幅に引き下げたことにあり、国の責任は重大であります。

国の負担を引き上げることによって、サービスの量や事業者への介護報酬を引き上げると、保険料・利用料の負担増に連動するという介護保険の根本的な矛盾を解決して、介護を受ける人も介護を支える人も安心できる制度にするために、国に対して強く働きかけることを市長に要望して、反対の討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第11号平成18年度美唄市介護保険会計予算**は、委員長報告のとおり決

定されました。

これより議案第12号ないし議案第15号の以上4件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第12号平成18年度美唄市介護サービス事業会計予算**ないし**議案第15号平成18年度美唄市工業用水道事業会計予算**の以上4件は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第3、議案第43号財政調整基金の一部積立て停止の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第43号財政調整基金の一部積立て停止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により、平成17年度においてその積み立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 これより議案第43号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第43号財政調整基金の一部積立て停止の件**は、原案のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第4、議案第44号美唄市公平委員会委員選任の件を議題といたします。

本件に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第44号美唄市公平委員会委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、小川賢一委員が3月30日付をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として引き続き小川賢一氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第44号については、原案のとおりこれに同意

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第44号美唄市公平委員会委員選任の件**は、原案のとおりこれに同意することに決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第5、議案第45号美唄市議会委員会条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に対し、提案理由の説明を求めます。

15番内馬場克康議員。

●15番内馬場克康議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第45号美唄市議会委員会条例の一部改正の件について、提案理由をご説明申し上げます。

今回改正しようとするのは、美唄市部設置条例の一部改正に伴い、委員会条例第2条第1号中、「経済部の所管に関する事項」を「商工交流部の所管に属する事項・農政部の所管に属する事項」に、「建設部の所管に属する事項・水道部の所管に属する事項」を「都市整備部の所管に属する事項」に改め、付則において施行期日を平成18年4月1日としようとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

●議長長岡正勝君 これより議案第45号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第４５号美唄市議会委員会条例の一部改正の件**は、原案のとおり可決されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第６、承認第１号総務委員会所管事務調査の件ないし日程の第９承認第４号議会運営委員会所管事務調査の件の以上４件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付いたしました承認書のとおり、閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中も調査を認めることに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第１０、意見書案第１号米国産輸入牛肉への特定危険部位混入に対する意見書ないし日程の第１４、意見書案第５号さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の以上５件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第１号及び意見書案第２号の以上２件について。

１０番米田良克議員。

●１０番米田良克議員（登壇） ただいま議

題となりました意見書案第１号及び意見書案第２号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

米国産輸入牛肉への特定危険部位
混入に対する意見書。

政府は昨年１２月１２日に、２年ぶりに米国産牛肉の輸入を再開したが、再開から１カ月も経過しない１月２０日、成田空港で検疫手続き中の米国産牛肉から除去が義務付けられている脊柱（背骨）が見つかり、再び輸入停止の表明を余儀なくされました。

食品安全委員会が、リスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省に強く求めていた輸入プログラムの実効性や遵守の担保について、政府が十分検証しないまま、米国の検査体制の不安を押し切る形で拙速な再開に踏み切ったことが、こうした事態を招いたことは否定できません。

よって政府は、ＢＳＥ対策の徹底と輸入牛肉の安全性に不安を持つ消費者の声を受けとめ、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

１．政府は、今回の事態を招いた責任の所在を明確にするとともに、米国に対して強く抗議するとともに、必要な資料の請求や実態把握を行うこと。

２．政府は、日本並みのＢＳＥ対策及び全頭検査がなされなければ、輸入再開を行わないことを改めて表明すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成１８年３月２７日、北海道美唄市議会。

高齢者への負担増に反対し、安心

の医療制度改革を求める意見書。

2006 年の医療制度改革に向けて、政府・与党は昨年 1 2 月 1 日に「医療制度改革大綱」を決定しました。

大綱では、医療費適正化のために患者の自己負担増を求める制度改革を示唆しています。しかし、今日まで患者負担増は増え続け、特に高齢者は受診率が高く負担額も多くなっており、これ以上の負担増は、誰れもが安心して最高の医療サービスを受けることができる国民皆保険制度の崩壊につながりかねません。

よって、政府は患者への負担増ではなく、国民が健康で働き、生活できるように寄与する「安心の医療制度」改革を進めるために、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. 病院と診療所の役割整理の促進、医療機関と医療の内容に関する情報公開や多剤投薬の解消を図ること。
2. 患者負担の大幅な増大につながる「総額管理制」や「保険免責制」の導入を行わないこと。
3. 医師の確保と過疎地における医療体制の整備をはかること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 1 8 年 3 月 2 7 日、北海道美唄市議会。

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第 3 号及び意見書案第 4 号の以上 2 件について。

1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員 ただいま議題となりました意見書案第 3 号及び意見書案第 4 号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

若者の雇用対策の抜本的強化
を求める意見書。

厚生労働省は、昨年 1 2 月の有効求人倍率を 1.00 と発表し、雇用面からも景気回復を強調しています。しかし、完全失業者数は依然 300 万人近くであり、有効求人倍率が 1 を超えているのは愛知などごく一部の地方であり、北海道や沖縄などは依然 0.5 前後に低迷しています。

なかでも、若者の失業率は今も全世代平均の 2 倍であるだけでなく、多くの若者が、法律も社会常識も無視した雇用形態と労働条件下に置かれています。

とくに、深刻なのは、若年労働者の派遣、パート、契約、請負等、非正雇用の急増であります。その多くが月収 10 万円以下などという低賃金で、「いやならやめろ」「文句をいったら契約更新されない」というもとで、労働条件の改善さえ言い出せず、いつ使い捨てにされるかわからない不安な状況に置かれています。

すでに、2003 年版「国民生活白書」は若年層の不安定雇用の急増が引き起こす問題として、①フリーター自身が不利益をこうむったり不安を感じたりすること。②若者の職業能力が高まらなければ、経済成長の制約要因になる恐れがあること。③社会を不安定化させること。④未婚化、晩婚化、少子化などを深刻化させるなどを指摘しましたが、この指摘はいまも解決されるべき重要な課題でありま

す。

未来をになう若者を使い捨てにするような社会であってはなりません。

政府は、労働法制の「規制緩和」を進め、非正規雇用への置き換えをやりやすくする政策をとり、違法・脱法行為さえ見逃している例もあります。その一方で、「若年雇用対策」は、もっぱら若者の職業観や「人間力」を問題にするばかりで、不安定雇用拡大の是正にも、労働条件と権利の擁護にも取り組もうとしていません。

よって、政府は、このような若年雇用対策を改め、若者の雇用と権利を守るために、下記の行政施策を充実するよう要望します。

記

1. 政府自らが、教育、保育、福祉、医療、防災など若者への仕事をつくること。
2. 仕事探しや労働条件など、あらゆる雇用問題の相談と解決を図る文字どおりの「ワンストップ」窓口を設けること。
3. フリーターにも公的職業訓練の場の増設などでスキルアップの場を保障し、有給の職業訓練制度や訓練貸付制度を創設・整備すること。
4. 若者向けの公共・公営住宅の建設や家賃補助制度など経済的自立を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月27日、北海道美唄市議会。

防衛施設庁の官制談合疑惑
の全容究明と天下り禁止を
求める意見書。

防衛施設庁発注の空調設備工事をめぐる談合事件で同庁長官、次長に次ぐナンバー3で

技術系のトップである技術審議官ら3人が1月30日に逮捕されました。更に1月31日には、同庁の土木、建築工事でも談合の疑いがあるとして、大手ゼネコンの鹿島と大成建設の本社、大林組、防衛施設庁を東京地検特捜部が家宅捜索を行うなど、事件は官制談合事件として異例のひろがりを見せています。

逮捕された同庁技術審議官らは、前任者から引き継ぎを受け、入札前に談合を行っていた疑いがあり、今回共同企業体で受注した空調設備会社9社のうち4社に計6人の施設庁職員が天下りしており、天下り状況を考慮して落札予定社を配分、同庁OBらを通じて会社側に伝達していたと言われるなど、官制談合が代々引き継がれている構造的なものの疑いが濃厚となっています。

いまこそ、官制談合の根絶のために、以下の措置を取るべきです。

記

1. 事件の全容解明のために国会での集中審議や関係者の国会招致など国会として全力を挙げること。
2. 当事者である政府・防衛庁が、検察まかせでなく、天下り情報の公開とともに、事件の全容の徹底究明と責任の所在の明確化に全力を尽くすこと。
3. 省庁と密接な関係にある営利企業、特殊法人、認可法人、外郭団体及び業界団体への天下りを、期限を定めず禁止すること、そのために必要な法制化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月27日、北海道美唄市議会。

なお、提出先は、案文記載のとおりであり

ますので、何とぞ、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第5号について。

16番本郷幸治議員。

●16番本郷幸治議員 ただいま議題となりました意見書案第5号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

さらなる総合的な少子化対策
を求める意見書。

2005年版「少子化社会白書」は、04年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの平均数）が1.28と過去最低を更新したことを踏まえ、我が国をはじめ「超少子化国」と位置付けました。予想を上回る少子化の進行によって、これまでの予測よりも一年早く、今年には「人口減少社会」に転じる可能性がある」と指摘しています。これまでも様々な少子化対策が講じられてきましたが、依然として少子化傾向に歯どめがかかっておらず、これまでの施策を検証するとともに、効果的な支援策について更なる検討が必要です。

その上で、少子化対策は、単に少子化への歯止めをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子どもたちが「生まれてきてよかった」と心から思える社会、子どもたちの瞳が生き生きと輝く社会を実現する視点が重要であります。子育ては、いまや地域や社会全体が取り組む課題であり、我が国の将来を担う子どもたちの健やかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要です。子育てへの経済的支援

のほか、地域や社会における子育てのための環境整備、働き方を見直す社会の構造改革など、総合的に子育て支援策を展開するべきです。

よって政府においては、さらなる総合的な少子化対策として、次のような施策を講じるよう、強く求めます。

記

1. 抜本的な児童手当の拡充。
2. 出産費用等の負担の軽減。
3. 子育て世帯向けの住宅支援。
4. 子どもを預けやすい保育システムへの転換。
5. 放課後児童健全育成事業等の充実。
6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れる働き方の見直し。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月27日、北海道美唄市議会。

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第1号ないし意見書案第5号の以上5件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第1号米国産輸入牛肉への特定危険部位混入に対する意見書**ないし**意見書案第5号さらなる総合的な少子化対策を**

求める意見書の以上 5 件は、原案のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成 18 年第 1 回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午後 1 7 時 3 5 分 閉会